

2025年1月15日

各 位

会 社 名 テックポイント・インク
(Techpoint, inc.)
代 表 者 名 最高経営責任者 (CEO) 兼取締役社長
小里 文宏
(コード番号: 6697 東証グロース)
間 合 せ 先 株式会社テックポイントジャパン
代表取締役社長 近藤 浩 (03-6205-8405)

ASMedia Technology Inc.及び Apex Merger Sub Inc.との間の合併契約の締結に関するお知らせ

当社は、2025年1月15日（日本時間）、ASMedia Technology Inc.（以下「ASMedia」といいます。）及び ASMedia がその発行済株式の全てを保有するデラウェア州法人である Apex Merger Sub Inc.（以下「Merger Sub」といいます。）との間で、当社を存続会社、Merger Subを消滅会社とし、対価を現金とする合併（以下「本合併」といいます。）により、当社を ASMedia の完全子会社とすること等を目的とする AGREEMENT AND PLAN OF MERGER（以下「本合併契約」といいます。）を締結いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。本合併の効力が生じた場合、当社は、ASMedia の完全子会社となり、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に上場されている当社の普通株式を表章する有価証券信託受益証券（以下「JDR」といいます。）は本合併の効力発生日に先立ち上場廃止となる予定です。

なお、当社の取締役会は、2025年1月15日（日本時間）開催の取締役会において、当社株主に対し、本合併契約を付議する当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において本合併契約を承認することを推奨することを決議しました。

なお、JDR 保有者に関する項目の一覧を本プレスリリースの末尾（項目8）に記載しております。

1. 本合併の目的

(1) 本合併の当事会社について

当社は、セキュリティ監視及び自動車市場における複数のビデオアプリケーション用のミックスドシグナル半導体の設計、マーケティング及び販売を行うファブレス半導体企業です。当社は、2012年4月にカリフォルニア州法人として設立され、2017年7月に設立準拠法をデラウェア州法に変更しました。当社の本社並びに主要な研究開発施設及び営業施設はカリフォルニア州サンノゼに所在します。また、当社は、中国、日本、韓国、台湾にも施設を賃借しています。2023年12月31日現在、当社は102人の従業員を雇用しています。当社は、2017年9月、東京証券取引所マザーズ市場（現：グロース市場）にJDRを上場しました。なお、JDRは、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）1株を表章しています。

ASMedia は、ASUSTeK Computer Inc.の子会社として2004年に設立され、2012年に台湾証券取引所に上場したとのことです（証券コード：5269.TW）。ASMediaは高速インターフェースICの設計・開発を専門としており、システム開発だけでなく、デジタルロジック設計、アナログ設計及びソフトウェア開

発を含むフロントエンド開発とバックエンド開発の双方に精通しているとのことです。より良い製品企画を顧客に提供するため、ASMedia は製品製造能力と徹底したテスト能力に優れたチームと協力しているとのことです。また、同社は、高速物理層の研究開発能力を有しているとのことです。ASMedia の主な製品ラインは、高速スイッチ IC、USB、PCIe、SATA コントローラ等であり、台湾国内の主要なマザーボードメーカー及びグローバル OEM 企業はすべて同社の顧客となっているとのことです。

ASMedia は高速インターフェース IC に特化したファブレス設計の世界的なリーディングカンパニーであるとのことです。ASMedia の使命は、革新的な IC 設計を通じて高速接続を実現することによって技術的優位性を維持し、顧客にとって信頼できるパートナーであり続けることとのことです。ASMedia の包括的なソリューションは、入出力（以下「I/O」といいます。）デバイスのより高速で安定した互換性のある接続を可能にすることを目的として構築されているとのことです。ASMedia は、最先端技術、汎用性の高い互換性、及び包括的な仕様を備えた高品質な製品を開発する専門知識と能力で知られており、同社の中核的能力は、さまざまなデータ伝送ニーズに対応する高速インターフェース及びデバイスコントローラの研究、開発、設計及び販売にあるとのことです。また、ASMedia には、最近の新しい仕様移行の波をリードしてきた実績があるとのことです。

USB、PCIe、SATA などの高速インターフェースは、さまざまなコンピューティングデバイスやシステム間での高速かつ効率的なデータ転送を実現するために不可欠とのことです。これらのテクノロジーはそれぞれ特定の役割を果たし、デジタルエコシステムにおけるパフォーマンスと接続性のさまざまな側面に対応するとのことです。デジタル化時代において、PC、ノートパソコン、スマートフォンなどの消費者向けデバイスの急速な普及は、データ生成を飛躍的に増加させ、エッジコンピューティング、HPC、AI の進歩にもつながったとのことです。IDC によれば、世界のデータスフィアは、2017 年の 23 ゼタバイトから 2024 年には驚異的な 175 ゼタバイトにまで増加すると予測されているとのことです。このデータ量の急増に対処するには、最大 40~80Gbps の速度を実現する USB4.0 や、最大 16~64Gb/s の帯域幅を増加させる PCIe Gen 4、Gen 5、Gen 6 などの強化された接続ソリューションが不可欠とのことです。これらのテクノロジーは、迅速かつ信頼性の高いデータ転送を確保し、ポート拡張の柔軟性を高めるのに役立つとのことです。これは、エッジからクラウドまで幅広い市場における HPC アプリケーションにとって重要であり、最近の AI 主導の機会もこれに当てはまるとのことです。

ASMedia は、2004 年の創業以来、I/O ソリューションに関する研究開発に重点的に取り組んできたとのことです。ASMedia はその創業から 1 年後に同社初の PCIe クイックスイッチチップを発表し、2015 年には世界初の USB3.1 から SATA コントローラチップを開発するなど、長年にわたりイノベーションをリードし続けてきたとのことです。これらのマイルストーンは、台湾のトップクラスのイノベーション企業から IC ソリューションの世界的なリーダーへと成長した同社の歩みを示すものとのことです。ASMedia の研究開発の取り組みは、製品設計に対する多面的なアプローチによって特徴づけられるとのことです。同社は、さまざまな世代のプロトコルをサポートする幅広いソリューションのポートフォリオと、高度なスキルを持つエンジニアの専門知識、そして高度な構造化アプローチによる技術設計を統合しているとのことです。この戦略により、革新的かつ高性能な差別化を実現する最先端の新製品を次々と市場に投入することで、ダイナミックに変化する半導体業界に効果的に対応することが可能となるとのことです。ASMedia のエンド・ツー・エンドの開発能力は、ロジック設計、アナログ設計、ソフトウェア、検証、システム統合能力をカバーする、研究開発関連業務に従事する同社従業員が 80% を超える専任の総合的な研究開発チームによって支えられているとのことです。このチームは ASMedia の技術的リーダーシップの要であり、顧客にエンド・ツー・エンドのソリューションを提供することを可能

にしているとのことです。ASMedia の包括的な製品ラインナップは、優れた性能と互換性を実証しているとのことです。ASMedia は、主要なインターフェースプロトコルをすべてサポートする高速インターフェース製品とソリューションを幅広く提供しているとのことです。ASMedia の主な製品ラインは、USB コントローラ、PCIe ブリッジコントローラ、SATA コントローラ、及び高速信号スイッチであるとのことです。これらの製品には、インタフェースコントローラとデバイスコントローラの両方が含まれるとのことです。2023 年には、インタフェースコントローラとデバイスコントローラを約 1 億 1,800 万個出荷し、世界中の PC ブランド及びストレージブランド、OEM、ODM 並びにマザーボードサプライヤーの主要顧客に製品を供給したとのことです。ASMedia の製品は、業務用 PC、産業用 PC、家庭用通信機器、サーバー、ストレージなど、エッジでの高速コンピューティングの幅広い用途に不可欠であるとのことです。また、優良顧客の特定のニーズに合わせたカスタマイズ ASIC ソリューションも提供しているとのことです。

(2) 本合併の背景

当社の取締役会（以下「当社取締役会」といいます。）は、当社の執行役ら（以下「当社経営陣」といいます。）の助言を受けながら独立して、通常の業務過程において、現在及び将来予想される事業動向及び業界動向、規制条件、将来の成長の見通し、現在及び予想される資金調達環境、並びに各事業セグメントの全般的な戦略の方向性を含む全体的な状況に照らし、常に株主の価値を最大化することを目標としつつ、当社の事業、財務業績、流動性、将来の成長の見通し、市場認識、及び業界の状況を審査し、評価しています。

当社取締役会及び当社経営陣は、業界の動向や経済及び市場の状況の変化を踏まえ、業績と株主価値の向上を目的として財務上及び戦略上の潜在的なさまざまな選択肢を随時評価し、検討してきました。その評価には、とりわけ、企業結合、株式発行や負債によるさまざまな資金調達取引、パートナーシップ、投資、買収、特定資産の売却、並びにその他の財務上及び戦略上の代替手段に係るさまざまな潜在的機会を随時検討することが含まれており、独立した上場会社として事業を継続することのメリットとリスクを比較した上で、当社の事業セグメントを個別に及び集合的に、また実際の業績と市場認識の双方に焦点を当てて、継続的に分析しています。

当社は、ASMedia から本合併に関して以下の提案を受け、ASMedia との交渉を継続しました。

2024 年 9 月 18 日（米国太平洋時間。以下、他の時間である旨明示するもの以外の日付について同様です。）、ASMedia の代表者は、当社に対し、交渉によって合意する合併契約の下で実行される現金対価取引により当社の発行済株式の全てを取得すること、及び、1 株当たりの対価を 16.00 米ドルから 18.00 米ドル（為替相場を 1 米ドル＝140.79 円と仮定した場合、1JDR 当たり 2,253 円から 2,534 円相当）とすることを内容とする拘束力のない意向表明書を送付しました。

2024 年 10 月 17 日、当社の代表者は、ASMedia に対し、当該価格レンジで ASMedia との取引を進める意思がないことを通知し、ASMedia に提示価格の引き上げを検討するよう要請しました。

2024 年 10 月 28 日、ASMedia は、当社に対し、交渉によって合意する合併契約の下で実行される現金対価取引により当社の発行済株式の全てを取得すること、及び、1 株当たりの対価を 19.00 米ドルから 20.00 米ドル（為替相場を 1 米ドル＝152.04 円と仮定した場合、1JDR 当たり 2,889 円から 3,041 円に相当）とすることを内容とする拘束力のない意向表明書を提出しました。

2024 年 10 月 31 日、当社取締役会は、ASMedia との交渉を進めること、及び、デュー・デリジェンス

のプロセスを開始することを当社経営陣に許可しました。また、当社取締役会は、現時点では ASMedia との間で独占契約を締結せず、まずフィナンシャルアドバイザーを起用し、フィナンシャルアドバイザーの支援を得て他の潜在的な買手を評価するプロセスを検討することを決定しました。

2024年11月2日から11月3日にかけて、追加の協議と交渉を経て、当社と ASMedia は、独占的契約を締結せず、1株当たりの対価について、20.00米ドル（1米ドル152.04円で換算すると、1JDRあたり3,041円に相当）の現金対価取引で、交渉によって合意する合併契約を通じて、当社の発行済株式のすべてを取得することについて交渉を進めることで合意しました。

2024年11月13日、フィナンシャルアドバイザーとしての資格、コンフリクトの有無及び経験を審査した上で、Mizuho Americas LLC の関連会社である Greenhill & Co., LLC（以下「Greenhill」といいます。）とのエンゲージメントレター（2025年1月14日（米国東部時間）付の変更を含み、以下「Greenhill エンゲージメントレター」といいます。）の交渉を経て、当社取締役会は、全会一致の書面同意により、ASMedia との潜在的な取引に関して Greenhill を当社の専属フィナンシャルアドバイザーとして起用することを承認しました。

Greenhill の起用後、Greenhill は当社に代わり、当社との潜在的な取引について買手候補に接触しましたが、当社と ASMedia との間での潜在的な取引よりも優れた提案は受領されませんでした。さらに、2024年11月26日から2025年1月14日にかけて、当社と ASMedia との間で、合併契約を含む取引に関する数度の協議及び交渉が行われました。

2025年1月15日（日本時間）、当社取締役会が開催されました。当社のリーガルアドバイザーである Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP（以下「Pillsbury」といいます。）の代表者は、締結が提案されている合併契約の主な条件、特に、取引の構造、ASMedia の債務不履行の場合の合併契約に基づく救済措置、特定の規制当局の許認可が得られなかったか又は取引を禁止する命令が下されたことにより取引を完了できなかった場合の救済措置、表明保証、誓約事項（当社の規制上の義務並びに当社の期間中の事業上の誓約及びその例外事項を含みます。）、当社のフィデューシャリー・アウト（当社が特定の状況下で優位提案を追求するため合併契約を終了できること、及び、かかる終了に伴う手数料を含みます。）、クロージング条件、並びに契約終了に係る規定について検討しました。これについて質疑応答が行われ、議論が続きしました。Greenhill の代表者は、1株当たり20.00米ドルの本合併対価に関する Greenhill の財務分析を発表しました。当社取締役会は財務分析に関する質問をしました。質疑応答が行われ、議論が続きしました。議論の後、Greenhill は、当社取締役会の要請により、意見書を作成するにあたり考慮した前提事項、条件、制限その他の事項を前提として、ASMedia が当社株主（(i) 本合併契約に基づき消却又は転換される株式の株主、及び(ii) 当社の関連会社を除きます。）に対して支払う本合併対価が意見書に記載の要因及び前提条件に基づく財務的見地から当該株主にとって妥当である旨の意見を口頭で当社取締役会に表明しました（かかる口頭による表明は、その後、当社取締役会に宛てた Greenhill の2025年1月14日（米国東部時間）付の意見書の提出をもって書面で確認されました。）。単独での事業継続を含む本合併以外の他の選択肢に対し、ASMedia と合併契約を締結することのメリット、及び、本合併に関するその他の検討事項について、当社取締役、Pillsbury 及び Greenhill の間で質疑応答が行われ、議論が交わされました。これには以下の点を含みます。

- 単独での事業継続について、当社の過去の業績及び成長計画の実行リスク等についての当社取締役会の議論
- ASMedia が提示した1株当たり20.00米ドルの価額が、単独での事業継続による当社株主にとっての長期的価値を上回る可能性があること

- ASMedia が提示する 1 株当たり 20.00 米ドルのプレミアム
- ASMedia が規制によるターミネーション・フィーとして、一定の条件の下で 12.0 百万米ドルの支払う義務を負うこと
- ASMedia の業績に対する評判と期待
- 当社の最近の業績及び近い将来の業績見込み
- 当社が行い得る他の取引の選択肢
- 当社が支払う 7.52 百万米ドルのターミネーション・フィーは第三者からの優位提案を排除しないと当社取締役会が考えていること
- 合併契約の条件（提案されている合併契約には、優位提案があった場合の柔軟性（当社取締役会が推奨の変更を行う柔軟性、及び、契約を終了しターミネーション・フィーを支払って優位提案を受け入れることができること等）があることを含みます。
- 当社経営陣が本取引を推奨していること
- ASMedia が当社株主（(i) 本合併契約に基づき消却又は転換される株式の株主、及び(ii) 当社の関連会社を除きます。）に対して支払う本合併対価が意見書に記載の要因及び前提条件に基づく財務的見地から当該株主にとって妥当であるとの Greenhill の意見
- 当社取締役会の各メンバーが保有する当社の株式及び／又は株式報奨は、本合併の対価と（他のすべての発行済株式及び株式報奨と同一の条件で）交換されること

これらの検討事項について、Pillsbury の代表者は当社取締役会に法的助言を提供し、Greenhill は財務的助言を提供しました。慎重な検証及び検討の末、当社取締役会は、本合併が望ましいものであり、当社株主の最善の利益につながると判断し、本合併及び最終の本合併契約、本合併契約で企図される本合併を含む取引、並びにその他の取引文書を全会一致で承認しました。

当社取締役会の承認を受けて、2025 年 1 月 15 日（日本時間）、当事会社は本合併契約及びその他の取引文書に署名しました。

（3）当社取締役会の推奨と本合併の理由

本合併契約及び本合併（及び本合併に伴う JDR の東京証券取引所における上場廃止）を含む本合併契約で企図される取引並びにその他の取引文書を承認する決定、並びに本合併契約を承認するよう当社株主に推奨する決定を下すにあたり、当社取締役会は特に、本合併において当社株主に提示された本合併対価の金額、当社の業績及び見通し、本合併に伴うリスク及び不確実性、並びに当社単独での事業継続を含む本合併以外の選択肢について検討しました。

当社取締役会は、その決定に至る過程で、当社のフィナンシャルアドバイザーである Greenhill 並びにリーガルアドバイザーである Pillsbury 及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業と協議し、期待される利点を検討しました。これには以下の点を含みます。

- 本合併対価が、(i) 当社取締役会が本合併を承認した当社取締役会の開催日の前営業日である 2025 年 1 月 14 日（日本時間）における JDR の終値である 7.38 米ドルに対して 171%のプレミアム、(ii) 2025 年 1 月 14 日（日本時間）までの 90 暦日の JDR の売買高加重平均価格に対して 161 %のプレミアムに相当すること
- 本合併が、当社の単独の成長見通しと株主価値の最大化の機会について当社取締役会が徹底的に検討した結果であること

- 株主に支払われる 1 株当たり 20.00 米ドルの本合併対価が現金で支払われ、当社株主に早期の価値と流動性をもたらすことにより、当社の事業に内在する事業リスクと取引実行リスクを排除しながら当社に対する持分価値を実現できること
- JDR 保有者の権利について定めた、当社、信託の当初委託者としてのみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）、三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「MUTB」といいます。）及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（MUTB と併せて、以下「信託受託者」といいます。）間の 2017 年 8 月 31 日付の「上場外国株信託受益権受益証券発行信託契約及び発行会社にかかる契約書」（以下「JDR 信託契約」といいます。）に基づき、JDR の各保有者は、JDR 信託契約に従って信託受託者から残余財産給付金を受領すること、並びに、当該給付金の価値は、JDR 信託契約に基づく為替レート及び手数料に従うことを条件に、当社株主に提供される 1 株当たりの価値と同じであること
- 株主に支払われる 1 株当たり 20.00 米ドルの本合併対価が現金で支払われ、当社株主に早期の価値と流動性をもたらすことにより、当社の事業に内在する事業リスクと取引実行リスクを排除しながら当社に対する持分価値を実現できることをひとつの理由として、本合併により当社株主（及び JDR 信託契約の結果として JDR の保有者）に提供される価値が、当社が合理的に利用可能な他の選択肢（引き続き独立した上場会社として存続し、東京証券取引所において JDR の上場を継続することを含みます。）から得られる潜在的な価値よりも、当社株主（及び JDR 信託契約の結果として JDR の保有者）にとってより有利であると当社取締役会が考えていること
- 本合併対価が独立当事者間取引条件による交渉の結果であること、及び、ASMedia の代表者が当社の代表者に対し、本合併対価は、ASMedia が支払う意思のある最大限の価格であることを伝えたこと
- 当社は、本合併契約上、慣習的な制限に従うことを条件に、第三者からの代替的買収提案が、より優れた提案であると判断された場合、又はより優れた提案につながると合理的に予想される場合において、当該提案に対応し、交渉することができること
- 本合併の規模や類似取引におけるターミネーション・フィー（下記「2. 本合併の要旨」の「（2）本合併の方式」において定義します。）のレンジを考慮すると、現況下では、当社が負う 7.52 百万米ドルのターミネーション・フィーは妥当であり、潜在的な優位提案を排除したりこれを実質的に妨げたりすることはないと当社取締役会が考えていること
- 当社取締役会は、本合併契約上、本合併契約の条件（ASMedia が一定の状況下で本合併契約を解除することを選択した場合に、当社が 7.52 百万米ドルのターミネーション・フィーを支払うことを含みます。）に従うことを前提に、一定の状況下で、当社株主が本合併契約を採択する投票を行うことの推奨を行わず、あるいは、撤回、限定、修正又は変更する権利を有すること
- 独立当事者間の交渉により、当社が、2024 年 9 月 18 日の ASMedia の最初の提案である 1 株当たり約 16.00 米ドル～18.00 米ドルの提案価格を、かかる最初の提案を当社が拒絶した後に、2024 年 10 月 28 日の ASMedia の提案である約 19.00 米ドル～20.00 米ドルに引き上げることに成功し、さらにその後交渉を重ねた結果、最終的には 20.00 米ドルに引き上げることができたこと
- Greenhill とその見解について協議を行った結果、当社取締役会が本合併契約及び同契約により企図される取引の承認を拒否した場合には、当社株主（及び JDR 信託契約の結果として JDR の保有者）が近い将来、同等の取引確実性を有するより良い又は同等の価格のオファーを受ける機会を再び得られる可能性は低いと当社取締役会が考えていること

- ASMedia の事業上の評判及び能力
- ASMedia は本合併を完了するために必要なリソースを入手できると当社取締役会が考えていること、並びに、本合併が、とりわけ、資金調達条件がない等条件が限定的であることを踏まえると実行される可能性が高いこと、及び、ASMedia による違反が生じた場合には本合併契約に基づいて当社に特定履行や損害賠償等の救済が与えられること
- Greenhill から当社取締役会に提出された財務分析、及び、本合併契約に基づき本合併において当社株主（(i) 本合併契約に基づき消却又は転換される株式の株主、及び(ii) 当社の関連会社を除きます。）が受領する本合併対価は財務的見地から当該株主にとって妥当であるとの、2025 年 1 月 15 日（日本時間）付けで当社取締役会に対し述べられた Greenhill の口頭意見（同意見については、2025 年 1 月 14 日（米国東部時間）に Greenhill から当社取締役会宛てに交付された意見書により書面で確認されております。）（詳細は下記「3.本合併に係る割当ての内容の根拠等」の「（4）公平性を担保するための措置」の「(i) フィナンシャルアドバイザーからのフェアネス・オピニオンの取得」に記載しています。）
- 当社経営陣が本合併を推奨していること
- 以下の事項を含む本合併契約のその他の諸条件
 - 本合併契約における当社の表明保証及び誓約が慣習的な内容であること
 - 当社取締役会は、本合併契約について株主の承認を得る前に第三者から善意の一方的買収提案を受けた場合において、フィナンシャルアドバイザー及び社外リーガルアドバイザーと協議した結果、当該提案に応じないことが適用法上の当社取締役会の受託者責任に反することが合理的に予想されると判断した場合、一定の制限の下で当該提案に応じることができること
 - 当社取締役会は、より優位な提案を受け又は想定外の事由が発生した場合において、一定の制限の下で、株主に本合併契約に賛成票を投じるよう促す推奨を撤回又は変更し、また（自らのフィナンシャルアドバイザー及びリーガルアドバイザーと協議した結果）かかる優位な提案に応じないことが適用法上の当社取締役会の受託者責任に反することが合理的に予想されると判断した場合、ASMedia に対しターミネーション・フィーとして 7.52 百万米ドルを支払うことを条件に、より優位な提案を受け入れるために本合併契約を解除し、かかる優位な提案について正式契約を締結できること
 - 本合併契約に基づき、また一定の制限に従って、当社は本合併契約の違反を防止するための特定履行その他の衡平法上の救済を受ける権利を有すること
 - 特定の規制当局の承認若しくは認可が得られなかったか、又は特定の規制当局の承認若しくは認可に関して本合併を禁止する命令が下されたことにより本合併が完了しなかった場合には、ASMedia が当社に対しターミネーション・フィーとして 12.00 百万米ドルを支払うことに同意した旨が本合併契約に定められていること
 - 本合併契約における最終期日（下記「2. 本合併の要旨」の「（2）本合併の方式」において定義します。）は、本合併を完了するための十分な時間を確保することが意図されていること
 - 本合併は、発行済の当社普通株式の過半数を保有する当社株主が出席する本臨時株主総会における当社株主の保有する発行済当社普通株式の過半数による本合併契約の採択を条件として行われ、当社株主は、本臨時株主総会の前により高い買収提案がなされた場合を含め、い

かなる理由であれ本合併契約の採択に反対票を投じることにより本合併を拒否できること
(その後、当社が別の買収提案を完了させる場合には、当社は一定の状況下でターミネーション・フィーとして7.52百万米ドルを支払う義務が生じます。)

また、当社取締役会は、本合併（及び本合併による JDR の東京証券取引所における上場廃止）に関する審議において、想定されるリスクについても検討しました。これには以下の点を含みます。

- 本合併後、当社は独立した上場会社ではなくなり、当社株主（及びJDRの保有者）は、当社の将来の利益又は成長に関与せず、非公開会社としての価値の上昇による利益を享受できなくなる
- 当社株主により本合併契約が採択された場合であっても、本合併を完了するために当事者らが負う義務のすべての条件が満たされる保証はないこと、並びに、ASMedia 及び Merger Sub が本合併を完了させるのに十分な資金を有していない可能性があるというリスク
- 本合併（及び本合併による JDR の東京証券取引所における上場廃止）に関して発生すると予想される費用
- 本合併により、経営陣の注意やリソースが他の戦略的機会や経営上の問題から逸れるリスク
- 本合併を完了できない場合に、JDR の価格や当社の将来の事業、財務状態及び経営成績に悪影響が及ぶリスク
- 本合併契約その他の取引文書の締結から本合併のクロージングまでの期間が長期化する可能性があり、その期間中に、当社、その従業員及び顧客に疑念が生じる可能性があること
- 当社が重要な従業員を維持できないリスク
- 本合併契約の特定の条項が、第三者が当社の買収を試みるのを思いとどまらせたり、買収の可能性のある場合にそのコストを増加させたりする可能性があること
- 本合併契約の条項において、フィデューシャリー・アウト等の特定の例外を除き、当社による代替買収提案に関する勧誘や協議・交渉への参加が制限されること
- 本合併契約に基づき、当社が一定の状況下で ASMedia に対し 7.52 百万米ドルの当社ターミネーション・フィーを支払う義務を負う可能性があること
- 本合併契約で企図されている取引が発表され進行中であること、本合併を完了しないこと、及び／又は本合併契約の下で当社が行うことを要求され、若しくは ASMedia が行うことを許可される可能性のある作為若しくは不作為が、本合併が完了するか否かにかかわらず当社経営陣の一部の主要メンバーが本合併の完了前に当社との雇用関係を維持しないことを選択するリスクを含め、当社の顧客、小売業者その他の第三者との既存の及び将来の取引関係並びに当社の従業員に悪影響を及ぼす可能性があるという事実
- 当社は、本合併のクロージングまでの間、本合併の完了前に生じる可能性のある事業機会の当社による遂行を遅延させ又は妨げる可能性のある一定の制限及び例外に従うことを前提に、過去の慣行に合致した通常の方法で事業を遂行する義務を負うこと
- 本合併（及び本合併による JDR の東京証券取引所における上場廃止）が適時に又はまったく完了しない可能性があるリスク、並びに本合併が完了しなかった場合に多額の費用が発生し当社の信用が毀損される可能性があることを含む、潜在的な悪影響
- 本合併契約において企図される取引に関して株主が訴訟を起こす可能性があり、それを認めるに足る要因がまったくない場合でも、それによって混乱と費用が発生する可能性があること

- 本合併において当社の取締役及び執行役員が個人的利益を得る可能性があること、並びに一部の取締役及び執行役員が、当社株主又はJDRの保有者とは異なる、又はそれに加えて利益を究極的には得る可能性があること（例えば、存続会社での雇用等）

上述の期待される利点と想定されるリスクを検討した結果、当社取締役会は、本合併契約及び本合併（及び本合併に伴うJDRの東京証券取引所における上場廃止）を含む本合併契約その他の取引文書で企図される取引を承認し、また、当社株主に対し本合併契約を承認するよう推奨することを決定しました。

当社取締役会が検討した情報及び要因に関する前述の議論はすべてを網羅するものではありませんが、本合併（及び本合併によるJDRの東京証券取引所における上場廃止）を支持する要因及び本合併に反対する要因を含め、当社取締役会が考慮した重要な要因を含んでいます。本合併の評価に関して当社取締役会が検討した要因の多様性とその複雑性を踏まえ、当社取締役会は、決定を下す際に考慮した特定の要因を、数値化、順位付け、又はその他の方法でこれに相対的な重み付けをすることは現実的ではないと判断し、またそのような試みも行いませんでした。むしろ、当社取締役会は、提示を受け検討した情報の全体像に基づいて推奨を行いました。当社取締役会は、当社経営陣とそのリーガルアドバイザー及びフィナンシャルアドバイザーの支援を得て上記の要因を評価しました。上記の要因を考慮するにあたり、当社取締役会の各メンバーは、他の要因又は異なる要因に対し異なる重み付けをした可能性があります。

なお、当社取締役会が考慮した要因についての説明及び当該要因自体は、その性質上将来の見通しに関するものであり、「将来の見通しに関する記述についての注意事項」に記載する要素を考慮する必要があります。

ASMediaは、本合併対価の支払いに、手元の現預金を用いる予定とのことです。当社は、ASMediaから本合併対価の支払いに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、ASMediaの直近の第2四半期に係るFinancial Reportから、同社が保有する現預金は、本合併対価の総額を上回る13,259,256,000台湾ドル（約4億米ドル）（2024年6月30日現在）相当であることを確認しております。

2025年1月9日現在、(i)当社普通株式（自己株式を除きます。）は18,624,209株が発行済みであり、(ii)389,781株が当社オプション（下記「2. 本合併の要旨」の「（2）本合併の方式」において定義します。）の対象であり、(iii)540,950株が当社RSU（下記「2. 本合併の要旨」の「（2）本合併の方式」において定義します。）の対象となります。2024年12月19日現在、(i)権利確定した当社オプションは行使可能であり、合計で最大で389,781株の当社普通株式と交換可能であり、(ii)556,488個の当社RSUが未行使となります。

当社、ASMedia及び一部の当社株主（以下「支援株主」といいます。）は、議決権行使契約（以下「議決権行使契約」といいます。）を締結しました。これには特に、当該株主が所有するか又は今後取得する当社の全株式について、(i)本合併、最終的な本合併契約、本合併契約により企図される取引（本合併を含みます。）及びその他の取引文書の承認に対する賛成票、並びに、(ii)当社の買収に関する代替提案、あるいは、本合併の完了を妨げ、これに干渉し若しくはこれに重大な悪影響を及ぼすことを意図するか又はそれが合理的に予想される行為に対する反対票を、自ら又は代理人を通じて投じることに対する当該株主の同意が含まれています。議決権行使契約は、効力発生時（下記「2. 本合併の要旨」の

「(2) 本合併の方式」において定義します。) 、本合併契約の有効な終了時、当社本合併の推奨の変更時、又は、支援株主の事前の書面による同意なしに、(i) 当社株主が受け取る本合併対価が減少する、若しくは(ii) 本合併対価の当社株主に対する支払いの形態を変更することを内容とする本合併契約に対する修正が実施され、若しくは本合併契約に基づく当社の権利の放棄がなされた日のうち、もっとも早く到来した時点で自動的に終了します。下記を含む最大当社普通株式 5,997,276 株 (2025 年 1 月 9 日現在) が議決権行使契約の対象となります。

株主の氏名	当社普通株式の数
小里文宏 (当社最高経営責任者 (CEO) 兼取締役社長) ・ 小里政子	1,818,888
Feng Kuo (当社最高技術責任者 (CTO) 兼取締役)	1,360,000
Fun-Kai Liu (当社取締役)	1,029,500
小里顕子	1,788,888

2. 本合併の要旨

(1) 本合併の日程

当社取締役会の決議日・本合併契約締結日	2025 年 1 月 15 日 (日本時間)
本臨時株主総会の基準日の公表 (注 1)	2025 年 3 月上旬から中旬 (予定)
本臨時株主総会基準日 (注 1)	2025 年 3 月上旬から中旬 (予定)
本臨時株主総会開催日 (注 1)	2025 年 4 月下旬から 5 月上旬 (予定)
JDR 上場廃止日 (注 1)	本合併の効力発生日の 2 営業日前の日
本合併の効力発生日 (注 1)	2025 年 5 月上旬から 7 月上旬 (予定)
最終期日 (注 2)	2025 年 10 月 15 日 (延長された場合、2026 年 1 月 15 日)

(注1) これらの日程は変更になる場合があり、また現時点の情報に基づく予定です。各日程についてはより詳細な案内をする予定です。

(注2) この日までに本合併の効力が発生しなかった場合には、当事者は本合併契約を解除できます。

JDR 保有者は、信託受託者に対して議決権の行使に係る指図書を提出することを通じて、本臨時株主総会において間接的に議決権を行使することができます。当該権利は、信託受託者が権利確定日として定めた日における JDR 保有者として株式会社証券保管振替機構から信託受託者に通知された JDR 保有者に付与されます。なお、本臨時株主総会の招集通知及び議決権の行使に係る指図書等の書面は、信託受託者より当該 JDR 保有者に郵送により交付されます。この手続に関する日程は、以下のとおりです。各日程についてはより詳細な案内をする予定です。

権利確定日	2025 年 3 月上旬から中旬 (予定)
本臨時株主総会の招集通知及び議決権の行使に係る指図書等の書面の発送	2025 年 4 月上旬から中旬 (予定)
指図書の提出締切日	2025 年 4 月下旬から 5 月上旬 (予定)
信託終了日	JDR 上場廃止日の翌営業日
残余財産給付開始日	未定
信託財産状況報告書発送	未定
最終計算報告書発送	未定

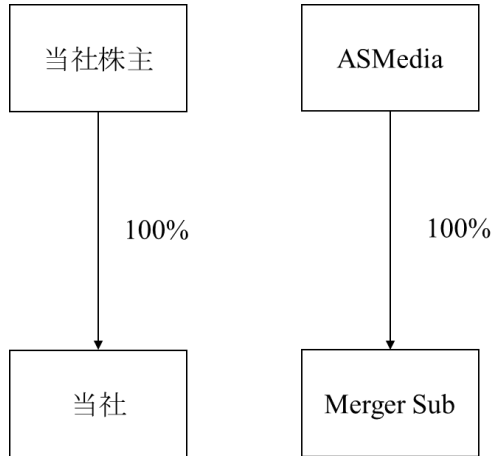
(2) 本合併の方式

(i) 本合併契約に基づく本合併の概要

本合併の概要を図で表記すると大要以下のとおりです。

① 現状

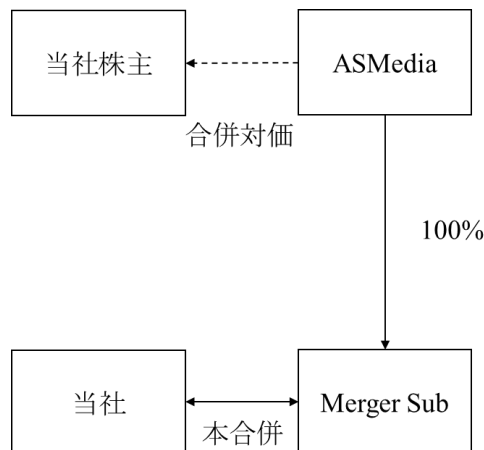
本日現在、当社と ASMedia 及び Merger Sub との間に資本関係はありません。



② 本合併の実行

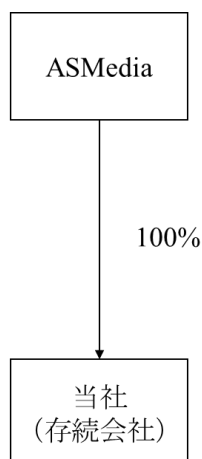
本合併契約に基づき、本合併の効力発生時（デラウェア州の州務長官に合併証明書を提出することにより効力が生じます。）（以下「効力発生時」といいます。）において、Merger Sub が当社に合併により吸収され、当社は、ASMedia の完全子会社として本合併後も存続します（以下、本合併後に存続する当社を「存続会社」といいます。）。

本合併の効力発生時の直前に発行済の当社普通株式は、1株当たり現金 20.00 米ドル（源泉徴収税が課されることがあります。）を無利息で受領する権利（以下「本合併対価」といいます。）に転換されます。なお、効力発生時の直前において当社が保有する自社株式、又は ASMedia 若しくは Merger Sub（又は当社、ASMedia 若しくは Merger Sub の直接若しくは間接の完全子会社）が直接保有していた各当社普通株式（もしあれば）は自動的に消却され、消滅するものとし、当該当社普通株式と引換えに又は当該当社普通株式に関していかなる対価の交付又は支払いも行われません。



③ 本合併後

効力発生時の直前において保有されていた Merger Sub の発行済株式はすべて、新たにかつ有効に発行され、全額払込済みで追加払込義務のない存続会社の普通株式 1 株に転換され、効力発生時の直後における存続会社の唯一の発行済株式となります。



なお、効力発生時の直前において未行使である各当社普通株式の購入オプション（以下それぞれを「当社オプション」といいます。）で効力発生時の直前において権利確定済のもの（もしあれば）は、効力発生時の直前において自動的に消却され、(x)当社オプションの対象となる当社普通株式の総数に、(y)本合併対価が当該当社オプションの 1 株当たり行使価格を上回る場合の超過額を乗じた金額に相当する現金一時払い金（適用税額の源泉徴収分控除後）を（無利息で）受領する権利に転換されます。但し、その対象となる 1 株当たりの行使価格が本合併対価と同額又はそれを上回る当社オプション及び権利未確定の当社オプションは、効力発生時において無償で消却されます。

また、時間ベースの権利確定制限の対象となる各制限株式ユニット報奨であって、効力発生時の直前に当社の 2012 年株式報奨制度及び当社の 2017 年株式報奨制度（以下「会社持株制度」と総称します。）の下で未払いとなっているもの（以下個々に「当社 RSU」といいます。）は、権利が確定した場合に、その保有者が、(x)当該当社 RSU が表章する当社普通株式の総数に、(y)本合併対価を乗じた金額に相当する現金を受領することができる報奨に転換されます。

会社持株制度については、効力発生時をもって終了が予定されており、以後は同制度に基づく当社普通株式、当社オプション、当社 RSU、当社に対するその他の資本持分、又は当社普通株式に関するその他の権利の付与は行われません。効力発生時後、効力発生時の直前に未行使であった当該当社オプション、当社 RSU、資本持分又はその他の権利は未行使のまま残らず、当該当社オプション、当社 RSU、資本持分又はその他の権利の各元保有者は、前述の対価を受領する権利を除き、これらに関する一切の権利を失います。

(ii) 本合併契約のその他の主要内容

本合併の効力の発生は、一般的なクロージング条件（以下「クロージング条件」と総称します。）の充足又は放棄を条件とします。これには、(1)本合併契約及び本合併契約により企図される取引について当社株主が承認すること、(2)1976 年ハート・スコット・ロディノ反トラスト改正法（その後の改正を含み、以下「HSR 法」といいます。）に基づく本合併に関する適用法上の待

機期間（その延長期間を含みます。）が満了又は終了していること、(3)1950年国防生産法（その後の改正を含み、以下「DPA」といいます。）に基づき必要とされる承認又は認可（以下「CFIUS 認可」といいます。）が取得されていること、(4)産業革新法、台湾企業及び中国本土企業との関係を規律する法令の台湾企業の対外投資管理規則及び中国本土への投資又は技術提携に関する規制に基づき必要とされる台湾經濟部投資審議司による承認、同意、許可又は認可（以下「台湾 DIR 認可」といい、また HSR 法に基づく待機期間の満了又は終了及び CFIUS 認可と併せて「要取得許認可」といいます。）が取得されていること、(5)本合併又は本合併契約により企図される取引の完了を違法とし又は禁止する、本合併契約についていずれかの当事者を管轄する政府機関による最終的かつ不服申立不能な法律又は命令（以下、個々に「当局禁止令等」といいます。）が存在しないこと、並びに、(6)本合併契約及び本合併に関連して、要取得許認可又は本合併契約上の他の当局承認に係る条件として、又は、本合併契約についていずれかの当事者を管轄する政府機関が制定、公布、施行、登録、発行若しくは改正した法令若しくは命令の結果として過度の負担条件（以下に定義します。）が発生又は課せられ継続していないことが含まれます。

本合併契約に定めるクロージング条件が満たされることを前提に、当社は、本合併が 2025 年第 2 四半期又は第 3 四半期前半までに完了（以下「クロージング」といいます。）することを見込んでいます。当社は、1934 年米国証券取引所法（以下「取引所法」といいます。）に基づく当社 JDR の登録抹消を、可能な限り速やかに、かつ、いかなる場合もクロージングの 2 日前までに実現するために合理的な最善の努力を払うことに同意しました。

本合併契約には、当社、ASMedia 及び Merger Sub のそれぞれによる一般的な表明保証及び誓約事項が含まれており、特に、本合併の効力発生時又は本合併契約の終了時（該当する場合）のいずれか早いほうの時点までの業務遂行に関する当社、ASMedia 及び Merger Sub の誓約事項が含まれています。

当社、ASMedia 及び Merger Sub はそれぞれ、本合併契約に定める条件に従い、本合併を完了させ、有効にし、かつ本合併のすべての条件を満たすために必要、適切、又は望ましいとされるすべての措置を講じ又は講じさせるため、あるいはすべての行為を実行し、実行させ、かつその実行にあたり他の当事者らを支援しそれらと協力するため、合理的な最善の努力を尽くすことに同意し、かつ自らの子会社にかかる努力を尽くさせることに同意しました。これらの措置及び行為には、(i)可能な限り速やかに、政府機関から必要なすべての許認可、権利放棄及び措置の実行又は不実行を得るとともに必要なすべての登録、届出及び通知を実行すること、また政府機関からの承認若しくは権利放棄の取得又は政府機関による訴訟若しくは訴訟手続の回避のために必要なすべての措置を講じること、(ii)第三者から必要なすべての同意又は権利放棄を得ること、並びに (iii)本合併を完了し、本合併契約の目的を完全に遂行するために必要な追加書類を締結し交付すること等が含まれます。

当事者らはさらに、本合併契約の締結日から 10 営業日以内に、HSR 法に基づく合併事前届出・報告書を提出することに合意しました（但し、HSR 法に基づく提出前に HSR 法の適用規則に変更がないことを条件とし、かかる変更があった場合、当事者らは、その後商業的に可能な限り速やかに当該合併事前届出・報告書を提出すべく合理的な最善の努力を尽くすものとします。）。

当社及び ASMedia は、合理的に可能な限り速やかに、米国連邦規則集第 31 巻第 800 部、副部 E（31 C.F.R. Part 800, Subpart E）に記載された手続に従い対米外国投資委員会（以下「CFIUS」といいます。）に対し提出すべき、米国連邦規則集第 31 巻第 800.501 条(g)（31 C.F.R. §800.501(g)）に

基づく本合併に関する共同の任意申請（以下「CFIUS 申請」といいます。）の草案を提出することを合意しました。当社及び ASMedia は、当該草案についてそれ以上のコメントがない旨の確認を CFIUS から受けた後、DPA 第 721 条に従って CFIUS 申請を速やかに提出することに合意しました。CFIUS が CFIUS 申請を正式に受理した日から 90 日以内に CFIUS 認可が得られない場合、当事者は米国連邦規則集第 31 巻第 800.509 条（31 C.F.R. §800.509）により申請の撤回を求め、別途 CFIUS 申請を再提出しないことにつき当社及び ASMedia が合意した場合を除き、CFIUS 申請を再提出すること（以下「CFIUS 再提出」といいます。）について両当事者は合意しました。

当社、ASMedia 及び Merger Sub はそれぞれ、本合併の完了を可能とするために必要、適切又は望ましいものとして台湾經濟部投資審議司又はその関連例府機関から要求された情報及び書類を合理的に可能な限り速やかに台湾經濟部投資審議司に提出するか又は提出させること、並びに本合併契約の条件に従うことを前提に、迅速に台湾 DIR 認可を取得するために必要又は望ましい措置を講じるべく合理的な最善の努力を尽くすこと（台湾 DIR 認可のために必要な届出を速やかに（別途合意した場合を除き、遅くとも、本合併契約の締結日から 15 営業日以内に）実施することを含みます。）に同意しました。

当社、ASMedia 及び Merger Sub はそれぞれ、本合併契約若しくは本合併に異議を唱えるような行政措置、訴訟、行政手続若しくは訴訟手続の開始（若しくは開始のおそれ）、又は、本合併の完了を制限し、妨げ、若しくは遅らせる可能性のある命令があった場合には、これに対抗するために合理的な最善の努力を尽くすことに同意しました。これには、同意判決や分離維持命令等により、(A) ASMedia、Merger Sub 及びそれらの子会社（本合併のクロージング後は、存続会社を含みます。）の資産、知的財産、事業又は利権の売却、ライセンス、処分又は分離維持を行うこと、(B) ASMedia、Merger Sub 及びそれらの子会社（本合併のクロージング後は、存続会社を含みます。）の既存の関係、事業、その他の取決め又は契約上の権利義務を終了させ、変更し、設定し若しくは譲渡すること、(C) ASMedia、Merger Sub 又はそれらの子会社（本合併のクロージング後は、存続会社を含みます。）の今後の業務運営に関する行動方針を変更又は修正すること、(D) その他、ASMedia、Merger Sub 又はそれらの子会社（本合併のクロージング後は、存続会社を含みます。）の一若しくは複数の事業、資産若しくは権利又はそれらに対する利権に関する行動の自由、又はこれらを保持し、運営し、管理し若しくは所有する能力を制限又は制約するような措置を講じること、あるいは、(E) ASMedia、Merger Sub 及びそれらの子会社についてその他の変更又は再編を行い、また、ASMedia、Merger Sub 又はそれらの子会社（本合併のクロージング後は、存続会社を含みます。）の資産、事業又は利権についてその他の作為又は不作為を実施することに関し、申し出、提案、交渉、同意、約束、及び実行するために合理的な最大限の努力をなすことが含まれます。但し、ASMedia 及び Merger Sub は、要取得許認可を取得するためであっても、本合併契約の締結日以降に本合併契約の当事者に対して管轄権を有する政府機関により提案又は変更されたいかなる種類の条件、約束又は救済措置（上記の(A)から(E)のいずれの場合を含む。）のうち、当社及びその子会社の事業、業績、財務状況若しくは資産全体に重大な悪影響（本合併契約の締結日における当社の最新の財務情報に基づく当社の年間収益の 20%以上の減少が予測される場合を含みます。）を及ぼすこと、又は ASMedia、当社及びそれらの子会社の複合事業の事業、営業、財務状況若しくは資産全体に重大な悪影響を及ぼすことが合理的に予想されるような、本合併契約の締結日以降に本合併契約の当事者に対して管轄権を有する政府機関により提案又は改正される条件、制限、制約、限定又は状況（このような条件、制限、制約、限定又は状況を

「過度の負担条件」といいます。)を構成するものについては、これに合意し、約束し、又はこれを引き受ける義務を負わないものとします。

本合併契約に別段の定めがある場合を除き、本合併契約の締結日から本合併の効力発生時又は本合併契約の終了時(該当する場合)のいずれか早いほうの時点まで、当社は慣習的な「ノーショップ」制限に服し、これに基づき当社は特に、(1)当社の資産又は発行済株式の20%以上を対象とする特定の種類の買収提案及びその他関連提案(以下「対抗買収提案」といいます。)を構成する又はそれに至ると合理的に予想される善意の調査、提案又は申し出の提出を促進又は奨励するような行為を、直接又は間接に勧誘、開始又は故意に実行してはならず、(2)対抗買収提案又は対抗買収提案に至ることが合理的に予想される問合せ若しくは提案に関し、第三者とのいかなる協議や交渉も開始せず、継続せず、実施せず若しくはこれらに関与せず、第三者に対し重要な非公開情報を開示せず、第三者に対し当社若しくはそのいずれかの子会社の事業、財産、資産、帳簿若しくは記録へのアクセスを許可せず、又は第三者による取組みを意図的に支援せず、これに参加せず、これを促進せず若しくは奨励せず、また、(3)当社又はその子会社のいかなるクラスの持分についても、スタンドスティル契約又は同様の契約を変更せず、故意に不履行をなさず、又は同契約に基づく権利放棄若しくは免責を認めないものとします。さらに、当社は、一部の例外を除き、当社取締役会が、当社の株主が本合併契約及び本合併契約により企図される取引を採択及び承認することについての当社取締役会の推奨を行わず、留保せず、撤回せず、修正せず、変更せず若しくは著しく制限しないこと(これらを含む当社取締役会による特定の作為又は不作為を、以下「推奨意見の撤回」といいます。)、又は対抗買収提案に関連する契約を締結しないことに同意しました。また、当社は、本合併契約が終了していない場合、推奨意見の撤回をしたか否かにかかわらず、当社株主による本合併契約の採択に関する予備的なプロクシー・ステートメント及び特定の役員報酬に関する株主諮問投票(必要な場合)(以下「プロクシー・ステートメント等」といいます。)を本合併契約の締結日後合理的に可能な限り速やかに米国証券取引委員会(以下「SEC」といいます。)に提出すること、並びに上記事項を検討するための本臨時株主総会を本合併契約の締結日後合理的に可能な限り速やかに招集し開催することに同意しています。

本合併契約は、本合併のクロージング前であればいつでも、当社、ASMedia及びMerger Subの書面による相互の合意により終了することができます。また、当社又はASMediaは、一定の状況の中でも特に、(1)本合併が本合併契約の締結日の9か月後の応当日(以下「最終期日」といいます。)までに完了しなかった場合(但し、要取得許認可が得られなかったために最終期日までに本合併が成立しなかった場合、当該最終期日は、当社又はASMediaのいずれかが他方当事者に書面で通知することにより、1度に限り3か月間延長することができます。)、(2)本合併契約のいずれかの当事者に対して管轄権を有する政府機関が、当局禁止令等を制定、発布、公布、施行又は発令した場合、(3)当社株主が本臨時株主総会において本合併契約を採択しない場合、あるいは、(4)ASMedia及び当社がCFIUS認可を取得するためにCFIUSと交渉するべく合理的な最善の努力を尽くした後、CFIUSが、本合併に関して国家安全保障上の未解決の懸念事項があり、アメリカ合衆国大統領に本合併を回付すること又は回付したことをASMedia及び当社に書面で通知した場合、又は、(b)両当事者がCFIUSにより要求若しくは許可された期間内にCFIUS再提出を行わない場合(以下「CFIUSターナドダウン」といいます。)には、本合併契約を解除できます。当社は、本臨時株主総会において当社株主により本合併契約が採択される前に、当社取締役会が本合併契約における「ノーショップ」制限を実質的に遵守することを条件として、優位提案に関する契約

を締結することを当社に許可した場合等の一定の限定的な状況においてさらに、本合併契約を解除できます。但し、当該終了以前に、当社が後述の 7.52 百万米ドルのターミネーション・フィーを ASMedia に対し支払っていることを条件とします。さらに、ASMedia は、推奨意見の撤回が行われた場合、対抗買収提案に関する契約を当社が承認若しくは採択したか又は承認若しくは採択を推奨した場合、あるいは、本合併契約のいずれかの当事者に対して管轄権を有する政府機関が、最終的かつ不服申立不能な法律又は命令を制定、公布、施行又は発令し、あるいは、ASMedia に対して要取得許認可は過度の負担条件を課すことが条件（ASMedia が本合併契約に従い最終期日（当社が書面により短縮に合意した場合を除く。）まで関連当局と誠実に交渉するための合理的な最大限の努力をした末に ASMedia が受け入れ又は引き受けを望まないものをいう。）とされる旨の通告が行われた場合等の一定の限定的な状況において、本合併契約を解除することができます。

特定の限定的な状況の下で本合併契約が終了した場合、当社は ASMedia に対し、7.52 百万米ドルのターミネーション・フィーを支払う義務を負います。具体的には、(1)推奨意見の撤回が行われ（当社の事業、資産又は営業に重大な影響を及ぼし、本合併契約締結日現在以前には当社取締役会がその存在を知らなかった若しくは合理的に予見できなかった（又は、存在は知っていたものの、その結果について本日現在以前に当社取締役会が知らなかったか、合理的に予見できなかったか若しくは予想できなかった）特定の事象、状況、変化、発生、展開又は影響に関して行われた場合を含みますが、これに限定されません。）、あるいは対抗買収提案に関する契約を当社が承認若しくは採択したか又は承認若しくは採択を推奨したことによって、ASMedia が本合併契約を終了した場合、あるいは、(2)本臨時株主総会において当社株主により本合併契約が採択される前に、当社取締役会が本合併契約の「ノーショップ」制限を実質的に遵守することを条件として、優位提案に関する契約を締結することを当社に許可したことによって、当社が本合併契約を終了した場合、当社は ASMedia に対しターミネーション・フィーを支払わなければなりません。

また、このターミネーション・フィーは、(a)当社が本合併契約における表明保証、誓約若しくは合意に違反したために本合併のクロージングの特定条件が満たされず、当該違反を最終期日までに是正できなかったか又は最終期日までに是正できる場合であっても所定の日までに是正できなかったために ASMedia が本合併契約を終了した場合、あるいは、(b)(1)本合併が最終期日までに完了しなかったか、又は(2)当社株主が本臨時株主総会において本合併契約を採択しなかったために当社又は ASMedia が本合併契約を終了した場合にも、当社から ASMedia に支払われるべきものとします。なお、いずれの場合も、(A)終了前に、公開、又は、(a)若しくは(b)(1)に基づく終了の場合については、当社若しくは当社取締役会に対するその他の方法により、対抗買収提案（なお、その定義における「20%」は「50%」と読み替えられます。）が行われていること、及び、(B)当該終了から 12 か月以内に、当社が、(A)の対抗買収提案、又は、本合併対価の総額を上回る対価を伴う対抗買収提案について、正式契約を締結したか、又は完了していることを条件とします。

当社による本合併契約の故意の違反又は詐欺行為があった場合（この場合、ASMedia 又は Merger Sub は当社に対し、金銭的損害賠償、権利回復又は補償を求めることができます。）を除き、両当事者は、上記の状況において ASMedia がターミネーション・フィーを受領する権利が、本合併契約で企図される取引が成立しなかったことにより発生したすべての損失及び損害、又は本合併契約に基づく債務不履行に関する、当社、その子会社及びそれらの関連当事者に対する

ASMedia 及び Merger Sub の唯一かつ排他的な金銭的救済であることについて合意しました。

その他の特定の限定的な状況の下で本合併契約が終了した場合、ASMedia は当社に対し、12.0 百万米ドルのターミネーション・フィー（以下「規制によるターミネーション・フィー」といいます。）を支払う義務を負います。具体的には、本合併契約が、(1)本合併が最終期日までに完了しなかったために当社若しくは ASMedia によって解除され、かつ当該終了の時点で相互のクロージング条件並びに本合併を完了すべき ASMedia 及び Merger Sub の義務の発生条件（但し、(X)HSR 法、要取得許認可、競争法若しくは要取得許認可に係る当局禁止令等又は過度の負担条件に関連する条件、(Y)その性質上クロージング時に充足されていなければならない条件、並びに (Z)ASMedia 又はその関連会社の作為（若しくは不作為）に起因してその全体若しくは一部分が充足されていない条件を除きます。）がいずれも充足されているか若しくは充足することが可能である場合、(2)競争法若しくは要取得許認可に係る当局禁止令等に起因して当社若しくは ASMedia により解除された場合、(3)CFIUS ターンダウンに起因して当社若しくは ASMedia により解除された場合、(4)本合併契約のいずれかの当事者に対して管轄権を有する政府機関が、過度の負担条件をもたらすような最終的かつ不服申立不能な法律又は命令を制定、公布、施行又は発令し、あるいは、ASMedia に対して要取得許認可は過度の負担条件を課すことが条件（ASMedia が本合併契約に従い最終期日（当社が書面により短縮に合意した場合を除く。）まで関連当局と誠実に交渉するための合理的な最大限の努力をした末に ASMedia が受け入れ又は引き受けを望まないものをいう。）とされる旨の通告が行われたために、ASMedia により解除された場合、又は、(5) (a)性質上クロージング時に充足されるものを除き、ASMedia 及び Merger Sub の本合併の実行に向けた義務の前提条件が満たされているか満たすことができ、(b) 当社が ASMedia に対して書面で本合併を実行させる意思、能力及び準備があることを示しており、(c) 本合併契約に従ってクロージングが行われるべき日から 4 営業日以内（最終期日が当該 4 営業日期间中に到来する場合は最終期日まで）に ASMedia と Merger Sub が本合併を完了することができず、かつ、(d) 当該 4 営業日期间中（最終期日が当該 4 営業日期间中に到来する場合は、本合併契約に従ってクロージングが行われるべき日から最終期日の間）、当社は本合併及び本合併契約で企図される取引を完了する意思、能力及び準備が整っていた場合、ASMedia は当社に対し規制によるターミネーション・フィーを支払わなければなりません。

ASMedia 又は Merger Sub に本合併契約に対する故意の違反又は詐欺行為があった場合（この場合、当社は ASMedia 又は Merger Sub に対し、損害賠償、賠償金又は補償金を請求できます。）を除き、両当事者は、要取得許認可その他の当局承認を取得するための手続から発生する請求の結果被ったすべての損失及び損害について規制によるターミネーション・フィーを受領する当社の権利が、ASMedia 及び Merger Sub 並びにこれらの関連当事者に対する当社の唯一かつ排他的な金銭的救済であることについて合意します。

本合併契約に明示的に規定されている本合併契約の終了後の手数料及び費用の処理を除き、(i) 要取得許認可（台湾 DIR 認可を除く。）に関する登録、申請及び届出に関して当事者らが支払うべき申請手数料に関するすべての費用については全て、ASMedia と当社の間で均等に分担し、(ii) 台湾 DIR 認可に関する全ての費用は ASMedia のみが負担し、(iii) プロクシー・ステートメント等のための印刷及び郵送費用又は SEC への申請手数料若しくは費用については全て、ASMedia と当社の間で均等に分担し、(iv) 本合併契約及び本合併契約により企図される取引に関して発生するその他の費用は、当該費用を課された当事者が支払うものとします。

さらに、本合併契約は、本合併契約の当事者が、コモンロー上又は衡平法上当該当事者に与えられる他の救済に加え、本合併契約の条件及び規定について特定履行を強制できる旨規定しています。本合併契約に定める場合を除き、当社は、本合併契約の条件に従い、特定履行その他の衡平法上の救済並びに ASMedia によるターミネーション・フィーその他の金銭的損害賠償、救済又は補償金の支払いを同時に求めることができます。また、当社は、本合併を完了すべき ASMedia 及び Merger Sub の義務の強制執行に関する差止命令、特定履行又はその他の衡平法上の救済を求める権利を有します。

本合併契約及びこれに関して生じる請求及び訴訟はすべてデラウェア州法に準拠し、同法に従って解釈されます。当社、ASMedia 及び Merger Sub は、本合併契約又は同契約により企図される取引（本合併を含みます。）に起因又は関連して発生する法的手続において、デラウェア州衡平法判所又はデラウェア州に所在する連邦裁判所の専属管轄権に服することに同意しました。

本合併契約に関する上記の記載は、本合併契約の全文を参照することにより、その全体が有効となります。

本合併契約には、当社、ASMedia 及び Merger Sub のそれぞれによる表明及び保証が含まれています。これらの表明及び保証は、本合併契約の当事者らの利益のためにのみ行われたものであり、またそれらは、

- 事実に関する断定的な記述として扱われるべきではなく、むしろそれらの記述が不正確であることが判明した場合に、当事者の一方にリスクを配分する手段として扱われるべきものとしします。
- 本合併契約の交渉に関して相手方に対し行われた開示により、本合併契約において限定される可能性があります。
- 適用される証券法上の「重要性」とは異なる契約上の「重要性」基準が適用されることがあります。
- 本合併契約の締結日又は本合併契約で指定されたその他の日付においてのみ有効であるものとしします。

(iii) 本合併に関する株式買取請求権について

デラウェア州法上、当社普通株式の保有者及び実質株主は、デラウェア州一般会社法（以下「DGCL」といいます。）第 262 条に規定される条件をすべて満たし、かつ、同法に記載される一定の条件を満たすことを条件に、本合併に関し株式買取請求権を取得することができます。DGCL 第 262 条に基づき、DGCL 第 262 条の適用要件を遵守する普通株式の保有者及び実質株主は、本合併が完了した場合に、デラウェア州衡平法判所が決定する当該株式の公正価値の評価を求める権利を有します。デラウェア州衡平法判所がその裁量により正当な理由を示して別段の決定を行わない限り、鑑定評価額に対する利息は、効力発生日から裁定額が支払われる日までの期間中、四半期ごとに、当該期間中に随時設定される連邦準備制度の割引率（割増金を含みます。）を 5%上回る率で発生し、複利計算されます。但し、デラウェア州衡平法判所が鑑定手続において判決を下す前であればいつでも、存続会社は、株式買取請求権を有する各株主に対し、現金で支払いを行うことができ、その場合、当該利息は、(1)支払われた金額とデラウェア州衡平法判所が決定した当社普通株式の「公正価値」との差額（もしあれば）と、(2)既発生利息（当該時点で支払われていない場合に限る。）の合計に等しい金額に対してのみ、当該支払いより後に発生

します。存続会社は、当該判決が下されるまではかかる現金払いを自発的に行う義務を負いません。さらに、デラウェア州衡平法判所が算定する公正価値は、本合併に関して当社普通株式の保有者が受領する本合併対価の価値を上回る可能性、下回る可能性、又は当該価値と同一である可能性があります。株式買取請求権を行使することを選択した当社普通株式の保有者及び実質株主は、その権利を要求し、かつその権利に対抗要件を具備するためには、DGCL 第 262 条に規定される手続を遵守しなければなりません。自らの株式買取請求権を保全することを希望する当社普通株式の株主及び実質株主は、以下に従って買取請求を行う必要があります。

本プレスリリースの日付現在、信託受託者が当社普通株式の株主名簿上の株主となっています。したがって、当社普通株式に関して株式買取請求権を行使することを希望する JDR の保有者は、その保有する JDR を当社普通株式と交換したうえで、自ら株式買取請求権を行使する必要があります。JDR の当社普通株式への交換については、以下をご参照ください。

上記の概要は、DGCL 第 262 条に基づく株式買取請求権の行使手続に関する完全な説明とすることを意図したのではなく、DGCL 第 262 条の全文を参照することにより、その全体が有効となります。

JDR の当社普通株式への交換

JDR 保有者は、JDR が東京証券取引所に上場されている間（但し、信託受託者がそのホームページ上で指定する時期又は期間を除きます。）、信託受託者が指定するみずほ証券を通じて申し込むこと（以下「交換申込」といいます。）により、その保有する JDR の全部又は一部について、受益権付与率に応じた株式数に相当する数の当社普通株式と交換することができます。JDR 保有者は、かかる交換により当社普通株式を取得した場合には、当社の株主となり、当社の株主としての権利（株式買取請求権を含みます。）を行使することができます。なお、当該交換時において譲渡損益が認識されるため、課税が発生する可能性があります。

もっとも、JDR の当社普通株式との交換には、以下の制約があります。まず、当該交換申込を行う JDR の口数に対応する当社普通株式の株数が整数でない場合には、整数になる限度においてのみ交換されます。次に、法令等による制約又は実務上の理由により JDR 保有者又はみずほ証券が JDR の交換により交付される当社普通株式を受領することができない場合、交換は行われません。さらに、信託受託者は、JDR 保有者が負担すべき手数料（JDR 保有者毎に 1 回あたり 5,000 円）並びにそれに係る消費税等の相当額の入金を確認できない場合その他 JDR 信託契約に定める場合又は信託受託者が必要若しくは有用とみなした場合には、交換は行われません。

(3) 本合併に係る割当ての内容

本合併契約に基づき、効力発生時において、各当社普通株式は、（一部の例外を除き）本合併対価に転換されます。

効力発生時の直前において各権利確定済みの当社オプション（もしあれば）は、効力発生時の直前において自動的に消却され、(x)当社オプションの対象となる当社普通株式の総数に、(y)本合併対価が当該当社オプションの 1 株当たり行使価格を上回る場合の超過額を乗じた金額に相当する現金一時払い金（適用税額の源泉徴収分控除後）を（無利息で）受領する権利に転換されます。但し、その対象となる 1 株当たりの行使価格が本合併対価と同額又はそれを上回る当社オプション及び権

利未確定の当社オプションは、効力発生時において無償で消却されます。また、各当社 RSU は、権利が確定した場合に、その保有者が、当該当社 RSU に適用される条件と同一の条件（権利確定スケジュールを含みます。）により、(x)当該当社 RSU が表章する当社普通株式の総数に、(y)本合併対価を乗じた金額に相当する現金を受領することができる報奨に転換されます。

JDR 保有者の取扱いは、以下のとおりです。

- 効力発生時に、信託受託者の保有する当社普通株式も本合併対価に転換されることとなりますので、信託受託者は本合併対価を受領します。また、JDR 信託契約は、JDR の東京証券取引所における上場廃止に伴って終了し（JDR 信託契約第 66 条第 1 号）、信託受託者は、JDR 信託契約に基づき設定された信託の清算手続を開始します（JDR 信託契約第 68 条）。この信託の清算手続において、信託受託者は、本合併対価を円貨に転換したうえで、手数料（JDR 一口あたり 1 円を上限とする金額及び計算上生じた 1 円未満の端数）及びこれに係る源泉徴収額、消費税等の相当額並びに信託費用（もしあれば）を控除した金額を、JDR の保有者に残余財産として給付します（JDR 信託契約第 69 条第 1 項及び第 3 項）。
- JDR の残余財産の給付の開始時期については未定です。また、残余財産の給付の方法は、JDR の保有者が指定されている「配当金受領方法」により異なります。証券会社にご登録されている「配当金受領方法」を確認のうえ、下表に従ってご認識ください。なお、残余財産給付金受取方法を変更するために、配当金受領方法を変更しますと JDR 以外に保有している銘柄の配当金の受取方法も同様に変更されてしまいますので、ご注意ください。

配当金受領方法	JDRの残余財産給付金の受取方法
・株数数比例配分方式 ・配当金領収証方式	MUTB又は日本郵便が、領収証（又は払出証書）をJDR保有者へご郵送いたしますので、ゆうちょ銀行又は、郵便局へ持ち込むことで残余財産給付金をお受け取りください。
・登録配当金受領口座方式	MUTBが、JDR保有者が証券会社に対し指定されている口座へお振り込みいたします。
・個別銘柄指定方式	MUTBが、JDR保有者が証券会社に対し個別銘柄毎に指定されている口座へお振り込みいたします。

- 残余財産給付時の課税の取扱いについては、下表のとおり、JDR 保有者の区分により異なります。

区分	所得	税金について
居住者 非居住者（国内に恒久的施設有）	譲渡所得	源泉徴収されませんので、確定申告が必要です。 （参考条文：租税特別措置法第37条の10第4項）
内国法人 外国法人（国内に恒久的施設有）	配当所得	非課税となり源泉徴収されません。 （参考条文：租税特別措置法第9条の4の2第1項）
非居住者（国内に恒久的施設無） 外国法人（国内に恒久的施設無）	配当所得	平均信託金*との差額が配当所得となり、源泉徴収されます。

*信託終了時において信託されている金額をJDR（受益権）総口数で除した額。株主資本金額を発行済株式数で除した1株当たりの価格（2024年9月30日基準：4.44米ドル）で計上しており、本日現在の市場価格を下回る価格となりますのでご注意ください。

・少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））について

国内の個人のJDR保有者がNISAの口座でJDRを保有されていて、かつ、JDRの残余財産給付金受領時に譲渡益が発生する場合、当該譲渡益についてはNISAの適用を受けることができず、確定申告を行う必要があります。

信託終了日までJDRを保有するのではなく、東京証券取引所の最終売買日（上場廃止日の前営業日）までに証券会社を通じて市場売却される場合は、NISAの適用を受けることができます。

・特定口座（源泉徴収あり）における損益通算

国内の個人のJDR保有者が特定口座でJDRを保有されている場合でも、他の譲渡損益との損益通算を行うことができません。JDRの残余財産給付金について、一般株式等の譲渡所得として確定申告を行う必要があります。

信託終了日までJDRを保有するのではなく、東京証券取引所の最終売買日（上場廃止日の前営業日）までに証券会社を通じて市場売却される場合は、他の譲渡損益との損益通算を行うことができます。

税務の取り扱いについては、その内容について当社が保証するものではありません。詳細については、税理士及び証券会社等にご確認されるようお願いいたします。

3. 本合併に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

また、2025年1月15日（日本時間）、当社はGreenhillから、ASMediaが当社株主（(i)本合併契約に基づき消却又は転換される株式の株主、及び(ii)当社の関連会社を除きます。）に対して支払う本合併対価が、意見書に記載の要因及び前提条件に基づく財務的見地から当該株主にとって妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領しました。

Greenhill及び当社経営陣から提供された本合併対価の財務分析を参照し、かつ、当社において慎重に繰り返し交渉及び協議を重ね、また、財務状況、資産状況、将来の見通し、フェアネス・オピニオン、並びに上記「1. 本合併の目的」の「(3) 当社取締役会の推奨と本合併の理由」に記載されたその他の要因について総合的に勘案した結果、当社取締役会は、2025年1月15日（日本時間）に開催された当社取締役会において、本合併対価を承認しました。

(2) 算定に関する事項

2024年11月13日、フィナンシャルアドバイザーの資格、コンフリクト及び経験の審査、並びにGreenhill エンゲージメントレターの交渉を経て、当社取締役会は、全会一致の書面同意により、ASMediaとの潜在的な取引の評価に関してGreenhillを当社の専属フィナンシャルアドバイザーとして

起用することを承認しました。当社取締役会は、2024年12月19日、Greenhillが提出したコンフリクト開示について検討し、GreenhillとASMediaの間の開示された関係は、ASMediaに関するGreenhillのコンフリクトを呈するレベルに達していないことを確認しました。これにより、Greenhillは引き続き当社の専属フィナンシャルアドバイザーを務めることが可能となりました。2025年1月14日、当社取締役会は、Greenhillの更新されたコンフリクト開示を確認し、GreenhillとASMediaとの間の開示された関係は、ASMediaに関するGreenhillのコンフリクトを呈するレベルには達していないこと、そのため、Greenhillは引き続き当社の専属フィナンシャルアドバイザーを務めることができることを再確認しました。

Greenhillが当社取締役会に提出した財務分析については、下記「(4) 公正性を担保するための措置」の「(i)フィナンシャルアドバイザーからのフェアネス・オピニオンの取得」の「Greenhillの財務分析の概要」をご参照ください。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

(i) 上場廃止

当社のJDRは、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されていますが、本合併に伴い、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなり、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。上場廃止後は、JDRを東京証券取引所グロース市場において取引することができなくなります。

(ii) 上場廃止を目的とする理由

本合併契約及び本合併（及び本合併に伴うJDRの東京証券取引所における上場廃止）を含む本合併契約で企図される取引並びにその他の取引文書を承認する決定、並びに本合併契約を承認するよう当社株主に推奨する決定を下すにあたり、当社取締役会は特に、本合併において当社株主に提示された本合併対価の金額、当社の業績及び見通し、本合併以外の選択肢、本合併に伴うリスク及び不確実性、並びに単独での事業継続を含む本合併以外の選択肢について検討しました。

その決定に至る過程で、当社取締役会は当社のフィナンシャルアドバイザー及びリーガルアドバイザーと協議し、本合併契約及び本合併（及び本合併に伴うJDRの東京証券取引所における上場廃止）を含む本合併契約で企図される取引を承認する決定を全体的に支持する要因として上記「1. 本合併の目的」の「(3) 当社取締役会の推奨と本合併の理由」記載の事項を考慮し、当社株主に対し本合併契約を承認するよう推奨しました。

詳細については、上記「1. 本合併の目的」の「(3) 当社取締役会の推奨と本合併の理由」をご参照ください。

(iii) JDRの保有者への影響及びそれに対する考え方

上記「(i) 上場廃止」に記載のとおり、上場廃止後は、JDRを東京証券取引所グロース市場において取引することができなくなりますが、上記「2. 本合併の要旨」の「(3) 本合併に係る割当ての内容」に記載のとおり、JDRの保有者の皆様に対して、その有するJDRの対価として、本合併対価を基準とした金銭が残余財産として給付される予定であること、本合併対価は上記「(2) 算定に関する事項」に記載の公正な経緯により算定されていることに鑑み、JDRの保有者の皆様にとって妥当であり、JDRの保有者への影響につき適切に配慮させていただいているも

のと考えております。

(4) 公平性を担保するための措置

本合併の公平性の担保に万全を期すため、以下の措置を講じております。

(i) フィナンシャルアドバイザーからのフェアネス・オピニオンの取得

当社と Greenhill の間の契約書に従い、当社は Greenhill を本合併の評価に係るフィナンシャルアドバイザーとして起用しました。2025 年 1 月 15 日（日本時間）の当社取締役会において、Greenhill は当社取締役会に対し、Greenhill が意見書の作成にあたり採用した前提条件、実行した手続及び考慮した事項に従い、同日現在、当社株主（(i) 本合併契約の規定に従い消却又は転換される株式の保有者、及び(ii) 当社の関連会社を除きます。）に支払われる当社普通株式 1 株当たり 20.00 米ドルの現金対価が財務的見地から当該株主にとって妥当であるとの口頭意見を述べました。Greenhill は、当社取締役会に対し 2025 年 1 月 14 日（米国東部時間）付で、同日現在、本合併契約に従い当社株主（本合併契約の規定に従い消却又は転換される株式の保有者及び当社の関連会社を除きます。）に支払われる当社普通株式 1 株当たり 20.00 米ドルの現金対価が財務的見地から当該株主にとって妥当であるとの意見書を提出し、2025 年 1 月 15 日（日本時間）に行った自らの口頭意見を追認しました。

ここに記載される Greenhill の意見書の概要は、SEC に提出予定の議決権の行使に係る指図書に添付される 2025 年 1 月 14 日（米国東部時間）付の Greenhill のフェアネス・オピニオン（特に、行った仮定、考慮した事項、及び実施した調査における制限事項を記したもの）の全文に従うものとし、ここに記載される Greenhill の意見書の概要は、当該意見書の全文を参照することにより、その全体が有効となります。当社株主は、当該意見書を注意深く、かつその全文を読むことが推奨されます。

Greenhill の意見書は、本合併の評価に関して、かつ本合併の評価を目的として、当社取締役会宛てに提出されたものであり、当社普通株式 1 株当たり 20.00 米ドルの現金対価について、当社株主（(i) 本合併契約の規定に従い消却又は転換される株式の保有者、及び(ii) 当社の関連会社を除きます。）にとっての財務的見地からの公平性のみを対象としており、本合併のそれ以外の側面については一切言及していません。Greenhill は、当社の他のクラスの証券の株主、債権者又はその他の関係者に対する対価の公平性、及び当社による本合併の決定の是非についてはいかなる意見表明もしていません。Greenhill の意見書は、同社内のフェアネス・オピニオン委員会によって承認されました。なお、この意見書は、当社株主に対し、本合併やその他の事項について株主がどのように投票すべきかを推奨するものではありません。

当該意見に至るにあたり、Greenhill は特に以下を実行しました。

- 本合併契約及び特定の関連文書の精査
- 当社の特定の公開財務諸表の精査
- 当社に関するその他の公開事業情報及び公開財務情報の精査
- 当社経営陣が Greenhill に提供し又は Greenhill と協議した、当社の財務予測並びにその他の財務データ及び営業データ等、当社に関する特定の情報（これには、当社経営陣が作成し、当社取締役会が Greenhill による使用を承認した当社に関する関連財務予測が含まれます。）（以下「予測情報等」といいます。）の精査

- 当社の過去及び現在の事業、財務状況及び見通しについての当社経営陣との協議
- 当社普通株式の過去の市場価格と取引状況の調査、及びその価値評価倍率の分析
- 1株当たり 20.00 米ドルの現金対価と、Greenhill が関連性があると判断した特定の取引の金銭的条件（公開されているもの）に基づいて算定した当社普通株式の価値との比較
- 当社普通株式 1株当たり 20.00 米ドルの現金対価と、Greenhill が関連性があると判断した特定の上場企業の財務情報及び取引評価に基づいて算定された当社普通株式の価値との比較
- 当社普通株式 1株当たり 20.00 米ドルの現金対価と、Greenhill が適切と判断した割引率で当社の将来のキャッシュフローと最終価値を割り引いて算定した当社普通株式の現在価値との比較
- Greenhill が適切と判断したその他の分析の実施及びその他の要因の考慮

当該意見を述べるにあたり、Greenhill は、一般に利用可能な情報及びデータ、並びに当社経営陣から提供その他の方法で利用可能とされ、又は当社経営陣による検討若しくは当社経営陣との協議を経た情報及びデータについて、その正確性及び完全性を独自に検証することなく前提とし、依拠しました。予測情報等に関し、Greenhill は、それらが現時点で入手可能な当社経営陣の最善の見積りと誠実な判断を反映した合理的な根拠に基づいて作成されたものであると想定し、Greenhill の意見をまとめるにあたり、当該予測情報等に依拠しました。Greenhill は、予測情報等及びその根拠となる前提条件については意見を表明していません。Greenhill は、当社の資産及び負債（偶発性の有無を問いません。）について独自の評価や鑑定を行っておらず、また、そのような評価や鑑定の提供も受けていません。Greenhill は、本合併が本合併契約に定められた条件に従って、かつ Greenhill の分析に重要な影響を与えるような条件の放棄や変更がなされることなく完了することを前提としました。さらに、Greenhill は、本合併の完了に必要な政府、規制当局その他の許認可が、Greenhill の分析にとって重要な影響を当社又は本合併に与えることなくすべて取得されることを前提としました。Greenhill は、法律、規制、会計又は税務の専門家ではないため、これらの事項については、当社及び ASMedia 並びにそれぞれのアドバイザーによる評価に依拠しました。Greenhill の意見は、必然的に、その意見の日時点での財務状況、経済情勢、市況その他の状況と、同日時点で Greenhill が入手していた情報に基づいています。今後の展開が Greenhill の意見に影響を与える可能性があること、また、Greenhill はその意見を更新、修正又は再確認する義務を負わないことをご理解ください。

予測情報等は、当社経営陣により作成され、当社取締役会により承認されています。予測情報等は、本合併の実行を前提としたものではありません。当社は、Greenhill による本合併の分析に関して Greenhill に提供したような内部の長期予測や見通しを公表しておらず、またかかる予測や見通しは一般に公開することを目的として作成したものではありません。予測情報等は、本質的に不確実であり当社経営陣が制御できない可能性のある多くの不確定要素と仮定（本質的に予測が困難な規制要因、政治的要因及びマクロ経済要因による影響を含みますが、これらに限定されません。）に基づいています。したがって、実際の結果は、かかる予測で示された内容と大幅に異なることがあります。

Greenhill の意見書は、必然的に、その日付における経済情勢、市況その他の状況と、同日の時点で Greenhill が入手することのできた情報に基づくものです。Greenhill の意見書には、その後の展開が Greenhill の意見に影響を与える可能性があること、及び Greenhill にはその意見を更新、修

正又は再確認する義務がないことが記されています。Greenhill の意見書は、本合併において当社の普通株主（(i) 本合併契約の規定に従い消却又は転換される株式の所有者、及び(ii) 当社の関連会社を除きます。）に支払われる当社普通株式 1 株当たり 20.00 米ドルの現金対価の、財務的見地からの公平性のみを対象としており、Greenhill は、当社の他のクラスの証券の所有者、債権者又はその他の関係者に対する対価の公平性、及び当社による本合併の決定の是非についてはいかなる意見表明もしておりません。また Greenhill は、本合併の当事者の役員、取締役若しくは従業員に対する報酬の金額若しくは内容、本合併における当社普通株式 1 株当たり 20.00 米ドルの現金対価との関係におけるこれらの者の地位、又は、当該報酬の公平性についてはいかなる意見も表明していません。Greenhill は、JDR の所有者に対する給付金の受領に関して JDR の所有者に請求される手数料の金額又は性質について、何ら意見を表明していません。Greenhill は、JDR 信託契約に基づき JDR の株主に残余財産の給付の受領に関して請求される手数料の金額又は内容について意見を表明しておらず、またその分析において当該手数料の請求を考慮していません。Greenhill は、当社普通株式の将来の取引価格についていかなる意見も表明していません。

本合併契約の条件は当社と ASMedia の間の独立当事者間交渉により決定され、本合併契約締結の決定は当社取締役会のみによるものでした。意見書及び財務分析は、当社取締役会が本合併を評価するにあたり考慮した多くの要因のうちの 1 つに過ぎず、本合併又は本合併において支払われる対価に関する当社取締役会又は当社経営陣の見解を決定づけるものとみなすべきではありません。Greenhill は当社取締役会に対し、特定の対価額を推奨しておらず、また、ある特定の対価額が本合併において支払われるべき唯一の適切な対価であるとの推奨も行っておりません。

投資銀行業務の慣例に従い、Greenhill は、2025 年 1 月 14 日（米国東部時間）に当社取締役会に対して行った意見表明及び同日に当社取締役会に対して行ったプレゼンテーションにおいて、一般に認められた評価方法を採用しました。財務分析の概要の一部には表形式で表示された情報が含まれています。これらの表は単独で使用することを意図したものではないため、Greenhill が使用した財務分析をより完全に理解するためにはこれらの表を各概要の全文と併せて読む必要があります。分析の基礎となる方法や仮定を含む財務分析の説明文すべてを顧慮することなく以下のデータを検討した場合、Greenhill の分析について誤解が生じたり不完全な見解を生み出す可能性があります。

Greenhill の財務分析の概要

類似企業比較倍率：

Greenhill は、公開情報を使用して、当社の財務データと、Greenhill が当社と十分に類似していると判断した事業を展開する一部の上場企業の財務データを比較しました。Greenhill が選定した企業は以下のとおりです。

- NXP Semiconductors N.V.（以下「NXP」といいます。）
- Infineon Technologies AG（以下「Infineon」といいます。）
- On Semiconductor Corporation（以下「Onsemi」といいます。）
- Renesas Electronics Corporation（以下「Renesas」といいます。）
- STMicroelectronics N.V（以下「STMicro」といいます。）
- Allegro Microsystems, Inc.（以下「Allegro」といいます。）
- Melexis NV（以下「Melexis」といいます。）

- Elmos Semiconductor SE（以下「Elmos」といいます。）
- Indie Semiconductor, Inc.（以下「Indie」といいます。）

これらの企業は、Greenhill の分析の目的上、事業分野への参加、業務特性及び財務指標の観点から、その業務や事業が当社と十分に類似していると考えられる上場企業であることなどの理由で選定されました。検討対象となった選定企業は、いずれも当社と同一ではありません。これらの企業の中には当社とは著しく異なる性質を持つものもあり、例えば、当社は、その上場証券が東京証券取引所に上場している JDR のみであるという数少ない企業の 1 つであるという事実があります。これらの分析は、必然的に、比較対象企業の財務上及び事業上の特性の相違、並びに当社に対する影響とは異なる影響を及ぼす可能性のあるその他の要因に関する複雑な考察と判断を伴います。

Greenhill は、2025 年 1 月 14 日時点での選定企業の公開提出書類及びファクトセット・リサーチ・システムズ（FactSet Research Systems）から取得した情報を使用して、選定企業ごとに、当該企業の企業価値（当該企業の普通株式の市場価値を完全希薄化ベースで算出し、負債、少数株主持分及び資産化したリースを加算し、現金及び現金同等物を差し引いて計算したもの）の、(i)当該企業の 2024 年度の予想 EBITDA 及び 2025 年度の予想 EBITDA（当該企業の支払利息・税金・減価償却・償却控除前利益に関する株式調査アナリストのコンセンサス予想に基づくもの）に対する比率（Greenhill はこれを 2024E EV/EBITDA 及び 2025E EV/EBITDA と表記しています。）、並びに、(ii)当該企業の 2024 年度の予想収益及び 2025 年度の予想収益（当該企業の収益に関する株式調査アナリストのコンセンサス予想に基づくもの）に対する比率（Greenhill はこれを 2024E EV/Revenue 及び 2025E EV/Revenue と表記しています。）を計算しました。Greenhill はまた、選定企業ごとに、当該企業の株価の、2024 年度の予想 1 株当たり利益及び 2025 年度の予想 1 株当たり利益（当該企業の 1 株当たり利益に関する株式調査アナリストのコンセンサス予想に基づくもの）に対する比率（Greenhill はこれを 2024E P/E 及び 2025E P/E と表記しています。）を計算しました。以下の表は、この分析結果をまとめたものです。

選定企業	2024E EV/EBITDA	2025E EV/EBITDA	2024E EV/Revenue	2025E EV/Revenue	2024E P/E	2025E P/E
NXP	12.6x	13.4x	4.9x	5.0x	16.2x	16.7x
Infineon	9.3x	10x	3.0x	3.0x	18.1x	20.0x
Onsemi	10.2x	10.2x	3.7x	3.6x	13.8x	13.2x
Renesas	10.2x	10.2x	3.6x	3.5x	10.9x	11.8x
STMicro	5.6x	6.2x	1.4x	1.5x	14.8x	18.8x
Allegro	25.5x	25.6x	5.7x	5.6x	43.2x	44.4x
Melexis	9.1x	10.1x	2.7x	2.8x	13.0x	14.8x
Elmos	6.7x	6.6x	2.1x	2.1x	13.3x	12.9x
Indie	NM	NM	4.6x	3.3x	NM	NM

注：0 未満又は 50.0 倍を超える倍率は有意ではないとみなされ、NM と表記されています。

この分析結果及び Greenhill がその専門的判断において適切とみなしたその他の要因（各カテゴリーにおける 25 パーセントから 75 パーセントの範囲外の倍率を分析から除外することを含みます。）に基づき、Greenhill は、(i)2024E EV/EBITDA 倍率の基準範囲として 7.3 倍～12 倍を、(ii)2025E EV/EBITDA 倍率の基準範囲として 7.4 倍～12.6 倍を、(iii)2024E EV/Revenue 倍率の基準範囲として 2.4 倍～4.8 倍を、(iv)2025E EV/Revenue 倍率の基準範囲として 2.4 倍～4.3 倍を、

(v)2024E P/E 倍率の基準範囲として 13.1 倍～17.6 倍を、(vi)2025E P/E 倍率の基準範囲として 13 倍～19.7 倍を選択しました。Greenhill は、これらの基準範囲を当社の 2024 年の財務データ及び予測情報等に当てはめ、以下の 1 株当たり株式価値を導き出しました。

2024E EV/EBITDA	11.58 米ドル～16.61 米ドル
2025E EV/EBITDA	12.97 米ドル～19.33 米ドル
2024E EV/Revenue	12.47 米ドル～21.03 米ドル
2025E EV/ Revenue	14.28 米ドル～22.18 米ドル
2024E P/E	13.13 米ドル～17.68 米ドル
2025E P/E	13.90 米ドル～21.15 米ドル

上記の範囲は、(i)2025 年 1 月 14 日時点における当社普通株式の公表前 1 株当たり終値 7.38 米ドル、及び(ii)当社普通株式 1 株当たりの現金対価 20.00 米ドルと比較されました。

類似取引比較分析：

Greenhill は、公開情報を使用して、当社の事業又はその側面と十分に類似していると Greenhill が判断した企業が関与する取引を選定し、調査しました。Greenhill は、選択した取引ごとに、当該取引における対象会社の企業価値の、(i)当該対象会社の直近 12 か月間の収益に対する比率（Greenhill はこれを EV/LTM Revenue と表記しています。）、(ii)当該対象会社の翌 12 か月間の収益（当該対象会社の収益に関する株式調査アナリストのコンセンサス予想に基づくもの）に対する比率（Greenhill はこれを EV/NTM Revenue と表記しています。）、及び(iii)当該対象会社の直近 12 か月間の EBITDA に対する比率（Greenhill はこれを EV/LTM EBITDA と表記しています。）を計算しました。検討対象となった取引は以下のとおりです。

発表	対象企業	買収企業	EV/LTM Revenue	EV/NTM Revenue	EV/LTM EBITDA
2023年2月	GEO Semiconductor Inc.	Indie	NA	4.5x	NA
2021年8月	DSP Group	Synaptics Incorporated（以下「Synaptics」）	3.8x	3.3x	NM
2021年4月	Silicon Laboratories Inc.	Skyworks Solutions, Inc.	7.0x	6.8x	15.1x
2020年7月	Display Link Corporation	Synaptics	3.2x	NA	9.8x
2020年2月	Adesto Technologies Corporation	Dialog Semiconductor Plc（以下「Dialog」）	4.2x	3.6x	NM
2018年3月	Infineon	Cree, Inc.	NA	3.7x	NA
2017年10月	Silego Technology Inc.	Dialog	3.5x	NA	NA
2017年8月	IXYS Corporation	Littlefuse, Inc.	2.0x	NA	13.5x
2017年6月	Conexant Systems, Inc.	Synaptics	3.1x	NA	16.7x
2017年3月	Exar Corporation	MaxLinear, Inc.	4.0x	3.8x	23.5x

注：倍率が 50 倍を超える場合、又は財務データが限定的若しくは信頼性を欠く場合は NM としています。財務データが入手できない場合は NA としています。

検討対象となった選定取引は、いずれも本合併と同一ではありませんでした。これらの取引の中には本合併とは著しく異なる性質を持つものもあります。しかしながら、かかる選定取引は、Greenhill による分析の目的上、その参加企業及びその他の側面が本合併の参加企業及び側面と類似していると考えられるため選択されました。これらの分析は、必然的に、比較対象企業の財務上及び事業上の特性の相違、並びに本合併に及ぼす影響とは異なる影響を当該取引に及ぼす可能性のあるその他の要素に関する複雑な考察と判断を伴います。

この分析結果及び Greenhill がその専門的判断において適切とみなしたその他の要因（各カテゴリーにおける 25 パーセントから 75 パーセントの範囲外の倍率を分析から除外することを含みます。）に基づき、Greenhill は、(i)EV/LTM Revenue 倍率の基準範囲として 3.1 倍～4.2 倍を、(ii)EV/NTM Revenue 倍率の基準範囲として 3.6 倍～5.1 倍を、(iii)EV/LTM EBITDA 倍率の基準範囲として 11.7 倍～20.1 倍を選択しました。Greenhill は、これらの基準範囲を当社の 2024 年の財務データ及び予測情報等に当てはめ、以下の 1 株当たり株式価値を導き出しました。

EV/LTM Revenue	15.05 米ドル～18.79 米ドル
EV/NTM Revenue	19.11 米ドル～25.61 米ドル
EV/LTM EBITDA	16.29 米ドル～25.35 米ドル

割引キャッシュフロー分析:

Greenhill は、当社普通株式の完全希薄化後 1 株当たり株式価値を算出するため、割引キャッシュフロー分析を実施しました。割引キャッシュフロー分析とは、資産が生み出す将来のキャッシュフローの予測値を用い、当該資産が生み出すキャッシュフローの時価を計算することにより当該キャッシュフローに係る金銭的時間価値を考慮して資産を評価する方法です。これを現在価値といい、マクロ経済的な前提条件やリスクの推定、資本の機会費用及びその他の適切な要素を用いて、当該キャッシュフローを現在に割り戻すことにより得られます。当該資産が生み出す将来のキャッシュフローの、予測期間を超えた期間の現在価値を、最終価値といいます。

割引キャッシュフロー分析の目的上、Greenhill は、アンレバード・フリーキャッシュフローを、減価償却費及び償却費、株式報酬型報酬、見積税額、運転資本の変動並びに資本支出を調整した、支払利息・税金・減価償却・償却控除前調整後利益と定義しました。

Greenhill は、予測情報等を利用して当社の 2025 年度から 2029 年度までの予想アンレバード・フリーキャッシュフローの正味現在価値を計算し、また Greenhill がその専門的判断において選択した 3%～5%の永続的成長率を用いて最終価値を計算しました。次にこれらの値を、当社の推定加重平均資本コストの分析に基づいて選択した 15.1%～17.1%の割引率で、2024 年 12 月 31 日時点の現在価値に割り引きました。この分析により、普通株式 1 株当たりの内在価値は、1 株当たり 13.40 米ドルから 16.34 米ドルという結果となりました。

前述の重要な財務分析の概要は、Greenhill が提供した分析とデータを完全に説明することを意図したものではありません。フェアネス・オピニオンの作成は複雑なプロセスであり、部分的な分析や概要説明に必ずしも適しているわけではありません。Greenhill は、前述の概要とその分析は全体として考慮される必要があり、その分析全体を考慮せずに前述の概要とその分析の一部を選択することは、当該分析及びフェアネス・オピニオンの基礎となるプロセスについて不完全な

見解をもたらす可能性があると考えています。その結果、上述の特定の分析又は分析の組み合わせから得られた評価額の範囲は分析のための評価基準を設定するために利用されたものであり、当社の実際の価値に関する Greenhill の見解とみなされるべきではありません。また分析の記載の順序は、Greenhill による分析の相対的な重要性や重みを示すものではありません。その意見を述べるにあたり、Greenhill は自らが考慮したいずれの分析や要因にも特定の重みを付けておらず、また、個別に検討した個々の分析や要因が（それが肯定的なものであれ否定的なものであれ）自らの意見の裏付けとなったか否かについては意見を表明しませんでした。それとは逆に、Greenhill は、その意見を決定するにあたり検討した要因と分析の全体を考慮しました。したがって、Greenhill は、前述の概要とその分析は全体として考慮される必要があり、その分析全体を考慮せずに前述の概要とその分析の一部を選択することは、当該分析及び意見の基礎となるプロセスについて不完全な見解をもたらす可能性があると考えています。

将来の業績予想に基づく分析は、当事者らとそのアドバイザーが制御しきれない数多くの要因や事象に左右されるため、本質的に不確実です。したがって、Greenhill が使用又は作成した予想及び分析は必ずしも実際の将来の業績を示すものではなく、実際の業績は、それらの分析が示すよりもはるかに好調な場合も、また逆にはるかに低調な場合もあり得ます。さらに、Greenhill の分析は、企業が実際に買収又は売却される価格を評価したりそれを反映したりするものではなく、またそれを意図するものでもありません。検討対象となった選定企業はいずれも当社とは同一ではなく、また、検討対象となった選定取引はいずれも本合併と同一ではありません。しかしながら、類似企業比較法の対象企業には、Greenhill の分析の目的上、その事業及び業務が当社と類似していると考えられる上場企業が選定されています。同様に、類似取引比較法の対象取引には、Greenhill の分析の目的上、その参加企業、規模その他の要素が本合併と類似していると考えられる取引が選定されています。これらの分析は、必然的に、比較対象企業の財務上及び事業上の特性の相違、並びに当社と比較される企業及び本合併と比較される取引に影響を及ぼす可能性のあるその他の要素に関する複雑な考察と判断を伴います。

Greenhill は国際的に認められた投資銀行であり、合併買収に関するフィナンシャルアドバイザーサービスを定期的に提供しています。当社は、Greenhill の類似取引における経験、投資銀行業界での評判、及び当社が事業を展開する業界に Greenhill が精通していることを評価し、Greenhill を本合併の評価に係るフィナンシャルアドバイザーに選任しました。

通常の業務過程において、Greenhill 及びその関連会社は、当社、ASMedia 及びそれぞれの関連会社に対し、投資銀行業務その他の金融サービスを提供することができ、また、当社、ASMedia 及びそれぞれの関連会社の株式、債券その他の証券及び金融商品（銀行ローンその他の債務を含みます。）並びにこれらに関連するデリバティブを、自己勘定及び顧客勘定で取得、保有又は売却することができます。さらに、Greenhill 及びその関連会社並びにそれぞれの一部の従業員は随時、当社、その関連会社若しくは部門又はそれらの株式若しくは資産の買手候補者を含む多種多様な企業に対し、直接又は間接的に投資を行い、あるいはその他の方法でこれらに融資を行うことができます。

本合併の評価及び意見書の提出に関して提供されるサービスにつき、当社は Greenhill に 75 万米ドルの報酬を支払うことに同意しており、うち 50 万米ドルは Greenhill によるフェアネス・オピニオンの提出時に、残りは成功報酬として本合併の完了時に支払われることとなりました。さらに当社は、Greenhill がそのサービスに関して負担した費用（弁護士報酬及び費用を含みます。）

を Greenhill に払い戻すことに同意しており、また Greenhill との契約から生じる特定の債務について Greenhill を補償します。

Greenhill の関連会社であるみずほ証券は、JDR 信託契約の当事者であり、上記のとおり、当社の JDR 発行時の引受管理者です。当初委託者としての立場において、みずほ証券は、一定の事務管理業務を提供する対価として、当社から定期的に少額の報酬を得ています。さらに、Mizuho Bank (USA) (従前の Trust & Banking Co. (USA)であり、Greenhill 及びみずほ証券の関連会社) は、実際に取引がなされている JDR の価値の源泉である当社の普通株式の管理人です。上記の関係を除き (かつ Greenhill が本合併の評価に関して当社のフィナンシャルアドバイザーに起用された Greenhill エンゲージメントレターに基づいて Greenhill に支払われた金額を除き)、Greenhill の意見書の日付に先立つ 2 年間に於いて、Greenhill は、当社、ASMedia 又はそれぞれの関連会社から業務を依頼されておらず、これらのためにいかなる業務も行っておらず、またこれらからいかなる報酬も受領していません。当社取締役会は、Greenhill が提出したコンフリクト開示について検討し、Greenhill と ASMedia の間の開示された関係は、ASMedia に関する Greenhill のコンフリクトを呈するレベルに達していないことを確認しました。これにより、Greenhill は引き続き当社の専属フィナンシャルアドバイザーを務めることが可能となりました。

(ii) 外部法律事務所からの助言

当社は、本合併に係るリーガルアドバイザーとして、Pillsbury 及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業を選任し、本合併に係る手続、意思決定の方法及び過程等について、法的観点から助言を受けております。

(iii) 当社の全取締役からの承認

本合併契約の締結は、2025 年 1 月 15 日 (日本時間) に開催された当社取締役会において、当社取締役会の全 6 名のメンバーのうち当社取締役会の独立社外取締役 4 名 (ニューヨーク証券取引所及び米国証券取引委員会の該当規則における取締役の独立性の定義を適用) を含む、当社の全取締役によって全会一致で承認されました。

(iv) 優位提案の受入れ可能性

当社は、本合併契約の慣習的な制限に従うことを条件に、本臨時株主総会において当社株主が本合併契約を採択する前に、本合併契約における「ノーショップ」制限を実質的に遵守することを条件として優位提案たる買収提案に関する契約を締結する権限を当社取締役会が当社に付与した場合、本合併契約を終了することができます。但し、当該終了前又は当該終了と同時に、当社は 7.52 百万米ドルのターミネーション・フィーを支払うことを要します。

4. 当事会社の概要

当社

(1) 名称	Techpoint, inc.
(2) 所在地	2550 N. First Street, #550 San Jose, CA 95131

(3) 代表者の役職・氏名	最高経営責任者 (CEO) 小里文宏 暫定最高財務責任者 (Interim CFO) Michelle Ho		
(4) 事業内容	セキュリティ監視及び自動車市場における複数のビデオアプリケーション用のミックスドシグナル半導体の設計、マーケティング及び販売を行うファブレス半導体企業です。当社の集積回路により、セキュリティ監視及び自動車市場における SD ビデオから HD ビデオへの移行が可能となります。		
(5) 資本金	2,000米ドル (285,460円)		
(6) 設立年月日	2012年4月		
(7) 発行済株式数	18,616,456株 (2024年12月16日時点)		
(8) 決算期	1月1日から12月31日まで		
(9) 従業員数	102名 (2023年12月31日時点)		
(10) 主要取引先	Hikvision、Desay SV、BYD、Dingwei、HCN、Siongmai、Road Chip、Hikvision Auto、Jet、JVC ケンウッド		
(11) 主要取引銀行	BMO Bank N.A.、First Bank、China Merchants Bank、Shinhan Bank、三井住友銀行		
(12) 大株主及び持株比率 (2024年12月16日時点)	小里文宏・小里政子	9.8%	
	小里顕子	9.6%	
	Kuo, Feng	7.3%	
	Liu, Fun-Kai	5.5%	
	Ku, Emily	5.4%	
	Ku, Amanda	5.2%	
(13) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (連結)			
決算期	2021年12月31日	2022年12月31日	2023年12月31日
純資産 (千米ドル (千円))	51,817 (7,395,840)	62,076 (8,860,107)	72,295 (10,318,665)
総資産 (千米ドル (千円))	61,938 (8,840,411)	72,940 (10,410,726)	83,807 (11,961,773)
1株当たり純資産 (米ドル (円))	2.89 (412)	3.41 (487)	3.93 (561)
営業収益 (千米ドル (千円))	64,707 (9,235,630)	65,083 (9,289,297)	65,645 (9,369,511)
営業利益 (千米ドル (千円))	19,885 (2,838,186)	19,348 (2,761,540)	18,025 (2,572,708)
当期純利益 (千米ドル (千円))	17,287 (2,467,374)	17,663 (2,521,040)	17,809 (2,541,879)
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (米ドル (円))	0.97 (138)	0.98 (140)	0.97 (138)
1株当たり配当 (米ドル (円))	—	1回目 : 0.25 (36) 2回目 : 0.25 (36)	1回目 : 0.25 (36) 2回目 : 0.25 (36)

(注) 円で表示している金額は、2024年9月30日 (日本時間) 現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値に基づき1米ドル142.73円で換算された金額であります。

ASMedia

(1) 名称	ASMedia Technology Inc.		
(2) 所在地	6F, No. 115, Minquan Rd., Xindian Dist., New Taipei City 231, Taiwan, R.O.C.		
(3) 代表者の役職・氏名	会長 Hsu Shih-Chang		
(4) 事業内容	高速 IC の設計・開発を専門としており、システム開発だけでなく、デジタルロジック設計、アナログ設計及びソフトウェア開発を含むフロントエンド開発とバックエンド開発の双方に精通しています。		
(5) 資本金	1,200,000,000新台湾ドル		
(6) 設立年月日	2004年3月24日		
(7) 発行済株式数	74,662,245株		
(8) 決算期	12月31日		
(9) 従業員数	298名 (GDR の目論見書で開示された情報によります。)		
(10) 主要取引先	世界中の PC ブランド及びストレージブランド、OEM、ODM 並びにマザーボードサプライヤー		
(11) 主要取引銀行	Mega International Commercial Bank, Lan Ya Branch		
(12) 大株主及び持株比率 (2024年9月30日時点)	ASUSTeK Computer Inc.		32.78%
	Hua-Cheng Venture Capital Co., Ltd.		6.58%
	WT Microelectronics Co., Ltd.		6.02%
	New Labor Pension Fund		5.83%
	Hua-Min Investment Co.,Ltd.		3.22%
(13) 当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (連結)			
決算期	2021年12月31日	2022年12月31日	2023年12月31日
株主資本 (千新台湾ドル)	16,282,618	15,311,402	19,585,789
総資産 (千新台湾ドル)	17,934,809	17,794,665	21,649,165
1株当たり株主資本 (新台湾ドル)	235.72	221.45	282.99
営業収益 (千新台湾ドル)	6,009,012	5,248,329	6,401,267
営業利益 (千新台湾ドル)	1,937,712	1,300,633	1,822,590
当期純利益 (千新台湾ドル)	3,193,148	2,617,361	2,228,182
親会社株主に帰属する当期純利益 (千台湾ドル)	3,193,148	2,617,361	2,228,182
1株当たり利益 (台湾ドル)	46.23	37.86	32.19
1株当たり配当 (台湾ドル)	26	20	20

Merger Sub

(1) 名称	Apex Merger Sub Inc.	
(2) 所在地	アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューカッスル、ウィルミントン、1209オレンジストリート、コーポレーショントラストセンター	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 His Kai Chen	
(4) 事業内容	他の会社と合併すること	
(5) 資本金	10米ドル	
(6) 設立年月日	2024年12月13日	
(7) 発行済株式数	1,000株	
(8) 決算期	12月31日	
(9) 従業員数	—	
(10) 主要取引先	—	
(11) 主要取引銀行	—	
(12) 大株主及び持株比率 (2024年12月31日時点)	ASMedia	100%
(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) Merger Sub は、米国デラウェア州法に基づき 2024 年 12 月 13 日に設立された株式会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておられません。

5. 本合併後の状況

	存続会社
(1) 名称	Techpoint, inc.
(2) 所在地	2550 N. First Street, #550 San Jose, CA 95131
(3) 代表者の役職・氏名	未定
(4) 事業内容	セキュリティ監視及び自動車市場における複数のビデオアプリケーション用のミックスドシグナル半導体の設計、マーケティング及び販売を行うファブレス半導体企業です。当社の集積回路により、セキュリティ監視及び自動車市場における SD ビデオから HD ビデオへの移行が可能となります。
(5) 資本金	2,000 米ドル (285,460 円)
(6) 決算期	12 月 31 日
(7) 純資産	現時点では確定していません。
(8) 総資産	現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

Merger Sub との合併は、企業結合に関する会計基準上の買収に該当する見込みであり、ASMedia が買収会社となり、当社が ASMedia の完全子会社として存続会社となります。

なお、当該取引に係るのれんの金額は現時点では未定です。

7. 今後の見通し

当社は、本合併後、ASMedia の完全子会社となる予定であり、今後も研究開発、製品開発、顧客への

サービス提供を継続していく予定です。本合併が当社の業績に与える影響は軽微であると予想されます。

当社取締役会は、2024年12月16日、2025年度の当社普通株式（JDRの表象する当社普通株式を含む。）1株当たり合計0.50米ドルの配当を行うことを承認しました。配当金は、1株当たり0.25米ドルずつに分割されて支払われます。第1回目の配当の支払いは、2025年1月31日の終了時点の当社の株主名簿に記録された当社の株主に対して行われ、2025年2月14日頃に支払われる予定です。当社普通株式及びJDRの所有者がそれぞれ配当金を受け取る時期は、JDR所有者への支払手続により異なることとなります。JDRの所有者への支払額は、適用される米国源泉所得税が差し引かれた後、日本円に換算されます。配当が日本円に換算された後、分配金支払手数料及び関連する税が分配額から支払われます。その結果、JDR所有者が最終的に受け取る最初の配当金の純額は、JDR1口当たり0.25米ドル未満となります。JDR所有者への支払いはJDR信託契約の条項に従って行われ、その条項に従うものとしします。

第2回目の配当金は、2025年第3四半期に支払われる予定です。

本合併が2025年度のいずれかの配当の支払い前に実行された場合、当該配当は支払われず、また、本合併対価（当社普通株式1株当たり20.00米ドル）は増額されません。本合併が2025年度のいずれかの配当の支払い後に実行され場合、本合併対価（当社普通株式1株当たり20.00米ドル）は減額されません。

2025年に支払われる予定の配当金を含め、今後の配当金の決定、今後の基準日及び支払日の設定は、当社取締役会の最終承認及び決定に従うものとしします。当社取締役会は、独自の裁量により、該当する支払期日前に配当金の支払いを取り消す権利を留保しています。

8. JDR所有者に関する項目の一覧

- (1) 上場廃止日その他の日程及び指図権行使に関する事項：項目2（1）をご参照ください。
- (2) JDR所有者への給付の内容及び方法並びに課税の取扱い：項目2（3）をご参照ください。
- (3) JDRの当社普通株式への交換の方法：項目2（2）(iii)をご参照ください。

以上

(参考) 当期業績予想及び前期実績

(単位：千米ドル (千円))

	売上高	営業利益	税引前当期純利益	当期純利益	基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (2024年12月期)	70,576 (10,073,312)	17,991 (2,567,855)	20,934 (2,987,910)	18,448 (2,633,083)	0.99米ドル (141円)
前期実績 (2023年12月期)	65,645 (9,369,511)	18,025 (2,572,708)	20,137 (2,874,154)	17,809 (2,541,879)	0.97米ドル (138円)

(注) 円で表示している金額は、2024年9月30日（日本時間）現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買取相場の仲値に基づき1米ドル142.73円で換算された金額であります。

将来の見通しに関する記述についての注意事項

本プレスリリースには、当社及び本合併に関する、1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。連邦及び州の証券法上、過去の事実に関する記述以外のすべての記述は将来に関する記述とみなされます。これらの将来に関する記述は、当社の財務成績又は業績に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクや不確実性を伴います。これらの将来に関する記述は、「予想する」、「考える」、「かもしれない」、「可能性がある」、「推定する」、「期待する」、「予測する」、「予見する」、「意図する」、「ありえる」、「計画する」、「予定する」、「すべきである」、「目標とする」、「するであろう」、「だろう」などの用語と、これらの用語の否定的な表現又はその他の類似の表現によって識別することができます。本プレスリリースにおける将来に関する記述には、特に、本合併の潜在的利益（将来の計画、目的、期待及び意図を含みます。）、基準日、臨時株主総会開催日及び公表日を含む臨時株主総会に関する見込み時期、本合併のクロージングの見込み時期、並びに当社普通株式の上場廃止及び登録抹消の見込みに関する記述が含まれます。また、当社が将来発生すると予想又は期待する業績、事象又は展開に関する記述（株主及び JDR 保有者にとっての価値の創出、本合併の利益、並びに本合併完了の日程予測に関する記述を含みます。）はすべて、将来に関する記述に該当します。これらの将来に伴う重大なリスクと不確実性により、実際の結果（当社自身の実際の結果を含みます。）がこれらの記述により明示又は黙示される結果とは大幅に異なる可能性があります。これらのリスク及び不確実性には、特に、本合併の完了に向けた条件が、何らかの理由により、見込まれた期間内に又は全く充足されない可能性（当社株主による本合併契約の承認が得られないこと、要取得許認可が取得できないことを含みます。）に関するリスク、本合併の見込み利益を実現できるか否かに関するリスク、主要な人材を確保し維持できるか否か、本合併の発表又は本合併の不成立が当社株式及び JDR の市場価格並びに当社の業績に与える悪影響（本合併が成立しない場合に当社の株価又は JDR の価格が大幅に下落する可能性があることを含みます。）、本合併契約の終了につながる可能性のある事由、変更又はその他の状況で、一定の状況下では当社にターミネーション・フィーの支払義務が生じる可能性があるものの発生、多額の取引費用、手数料、費用及び料金、営業費用、顧客喪失及び事業中断（これには、本合併の発表後、又は本合併がクロージングに至り当社経営陣の注意が継続中の事業からそれた後に、従業員、顧客、又は事業上、契約上若しくは業務上の関係を維持することの困難さが含まれますが、これらに限定されません。）、理由の如何を問わず本合併を完了できないこと又は完了が遅延すること、当社製品の競合性及び需要に関するリスク及び不確実性、市場の急速な発展及び当社製品市場の発展に関する不確実性、顧客その他の第三者への依存、新製品の商品化の難しさ（これには、新製品が期待通りの性能を発揮すること、許容できる数量、歩留まり及び原価で製造されること、当社の顧客に認められ、受け入れられること、競合他社が提供する製品との競争に勝つこと等につき、遅れが発生したりこれらが実現できなかつたりすることが含まれます。）、原材料や商品材料、製品部品の入手可能性やコストに関する不確実性、競争関連のリスク、法律、規則及び訴訟手続に関するリスク及び不確実性（本合併に関するか又はその他の形で当社全般に影響を及ぼす訴訟案件（本合併の発表後に当事者その他に対して提起される可能性のある本合併に関する訴訟その他の訴訟手続の性質、費用及び結果を含みます。）を含みます。）、買収関連のリスク、受注残の製品収益への転換及びその時期に関するリスク、インフレや金利、景気後退といった世界市場における景気変動、政府政策（テクノロジー及び半導体、課税、貿易、関税、移民、通関及び国境措置に影響を与える政策変更を含みます。）並びに当社が制御できないその他の外的要因、知的財産、プライバシー問

題及びサイバーセキュリティに関するリスク（情報技術インフラ及びデータに関する障害、侵害、攻撃又は開示による損失及びその他の結果を含みます。）、事業へのその他の影響（産業、市場、経済、政治又は規制状況の影響を含みます。）、並びにその他のリスク及び不確実性（SEC に提出済みの Form 10-K による当社の年次報告書、及び Form 10-Q による当社の四半期報告書を含む他の提出済み報告書に随時記載されるものを含みますが、これらに限定されません。）等があります。

当社に関するリスク及び不確実性の詳細については、Form 10-K による当社の最新の年次報告書、Form 10-Q による四半期報告書、及び Form 8-K による臨時報告書をご参照ください。これらはすべて SEC に提出済みであり、www.sec.gov でご覧いただけます。

本合併が実際に完了する保証はありません。本合併が完了した場合、当社の株主は当社に対する持分の一切を失い、その利益や将来の成長に参加する権利もなくなります。当社は、投資家に対し、将来に関する記述に過度に依存しないよう警告しています。これらの記述は、あくまでもその記述がなされた時点における見通しにすぎません。当社は、法令で義務付けられている場合を除き、新たな情報や将来の事象又は展開の結果として、将来に関する記述を更新又は修正することはありません。